

553-94



1200501509391

東亞小冊
第十九

支那國民政府の財政

東亞經濟調查局編

Kodak Gray Scale

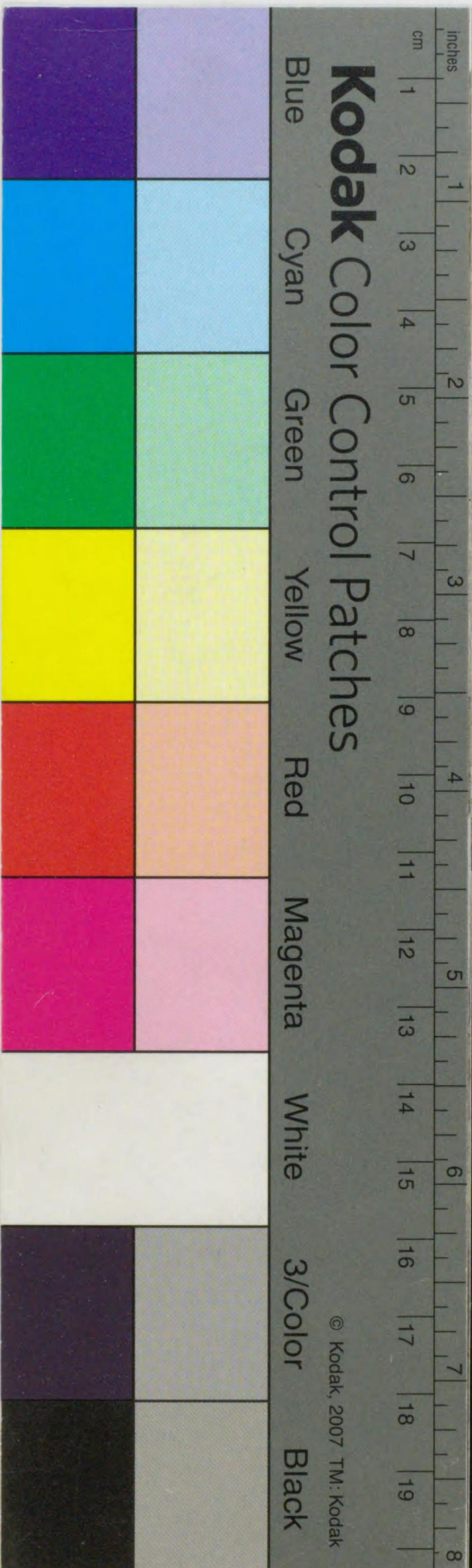
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



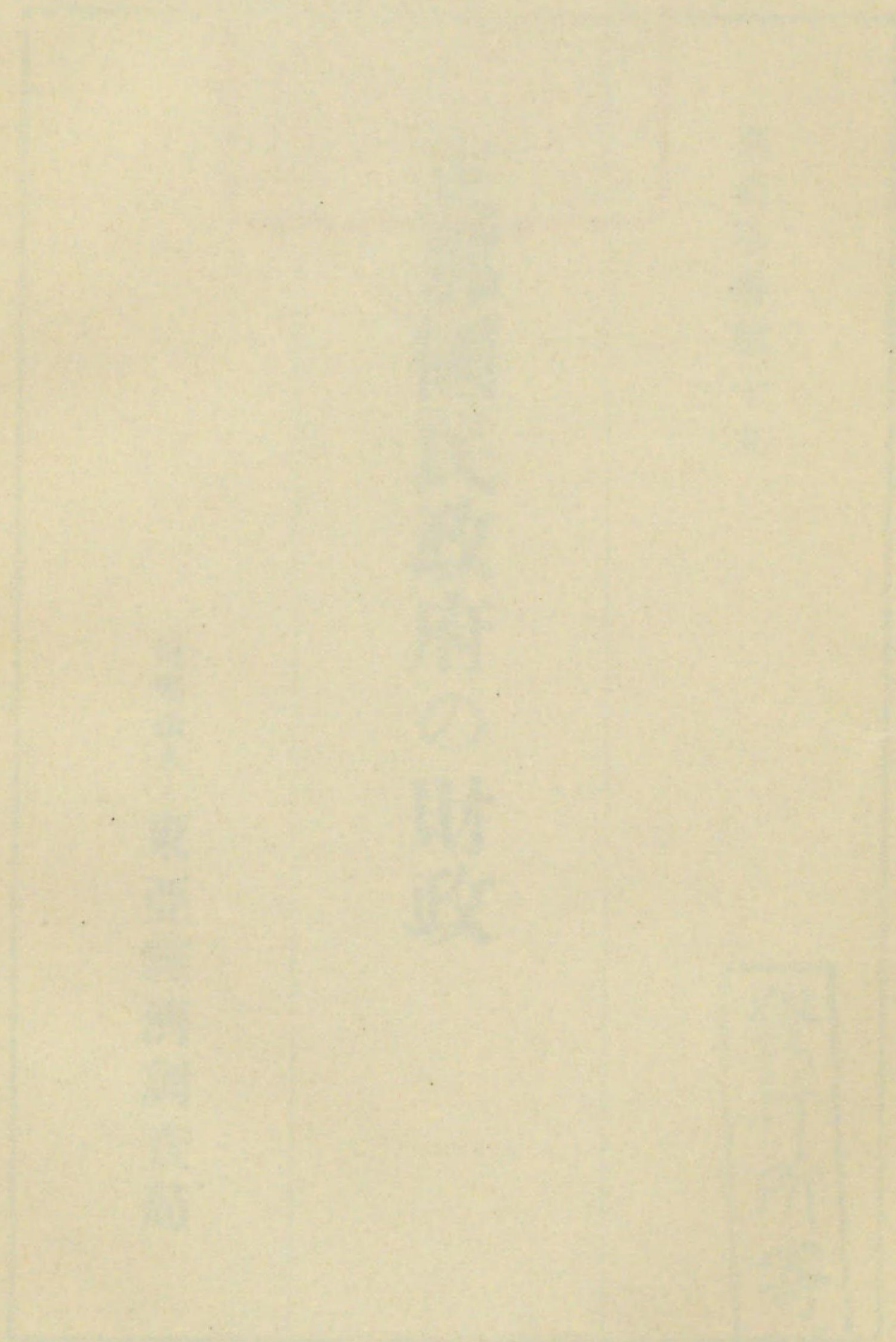
© Kodak, 2007 TM: Kodak

553
94

東亞小冊第十九

支那國民政府の財政

財團法人 東亞經濟調查局

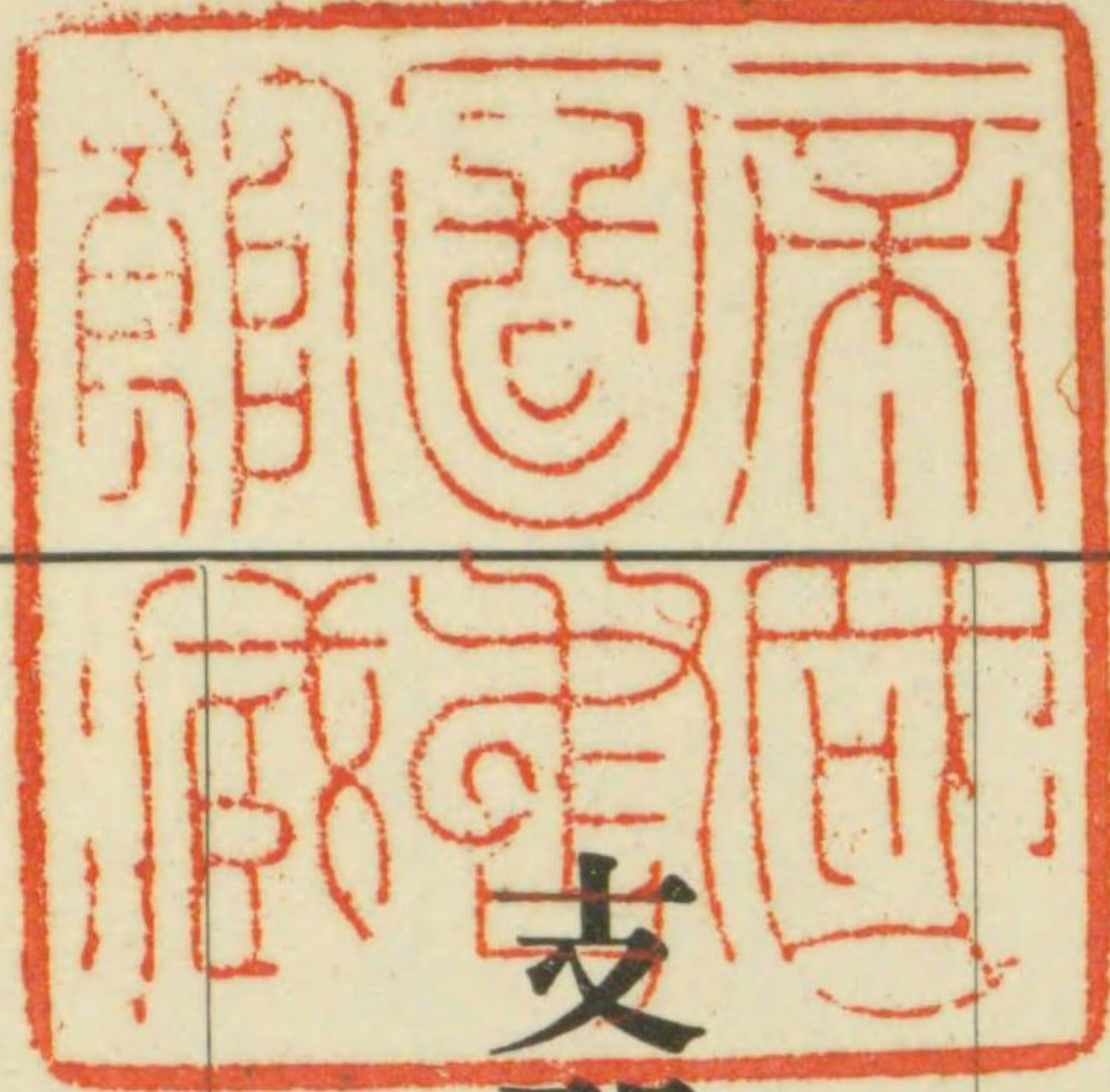


國民政府の財政

財政部編

民國二十一年

17

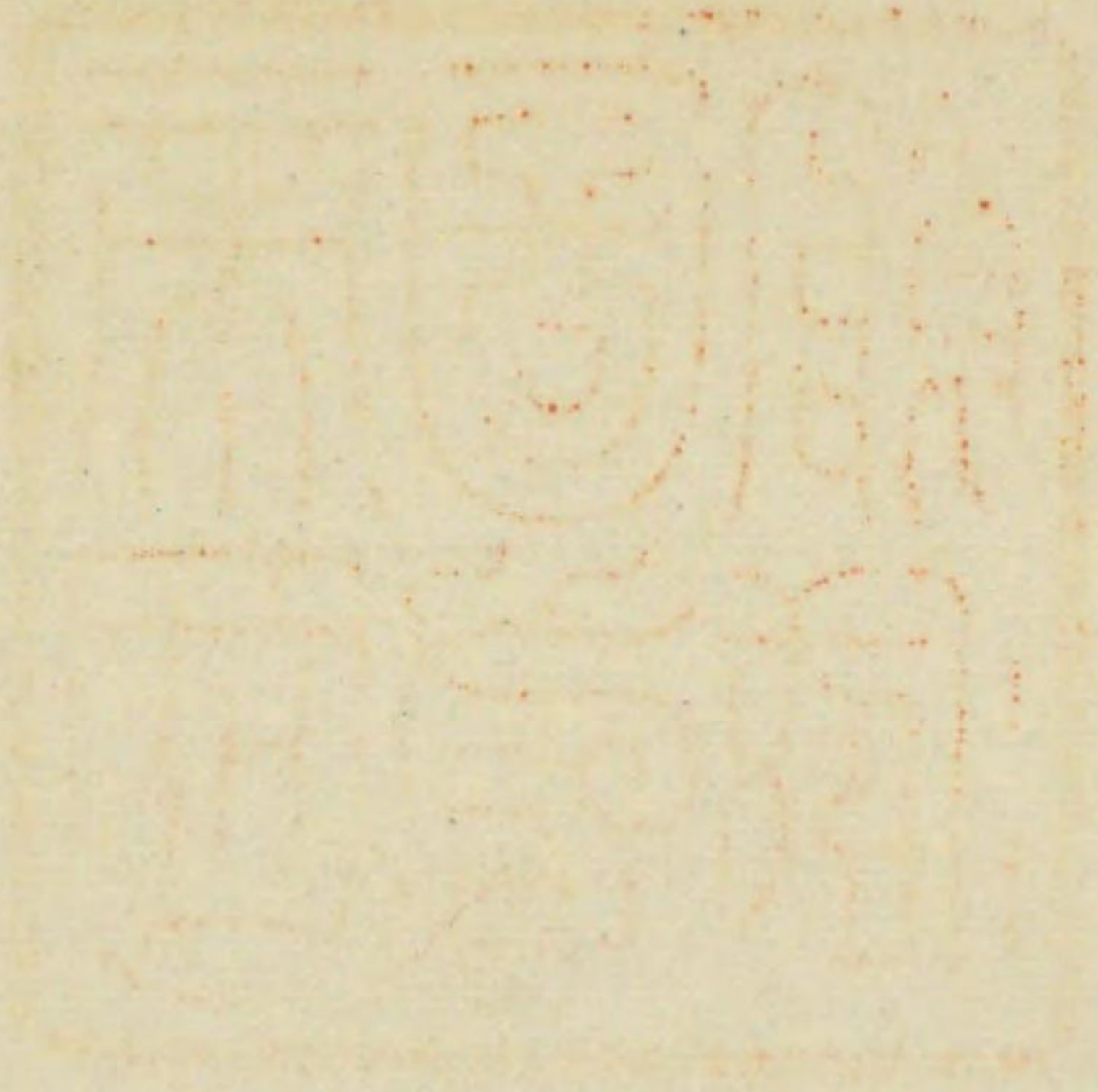


支那國民政府の財政

東亞小冊第十九

財團法人 東亞經濟調查局

發行所寄贈本



序

本小冊は、國民政府の財政を、その經費・收入及び公債の三側面に就て考察したものである。支那に於ける財政諸關係を全面的に考察するには、更に官業と地方財政とに就て検討することを必要とする。しかし本小冊に於ける考察の重點は、國民黨政權の政治活動の物的表現としての財政諸關係を明らかにすること、即ち財政諸關係の分析を通じてそこに表現せられた國民黨政權の歴史的社會的性質を明らかにすることである。そのためには國民政府の經費・收入及び公債の考察は第一に置かるべき課題であり、これを以て一應問題の解決を提供して置くことも強ち無理ではないであらうと考へる。

我々は第一に、國民政府の經費を考察する。經費の分析を通じて、國民黨政權の權力意志が如何なる方向に向つてゐるか、またその權力活動が如何なる方向に如何なる程度に向けられてゐるか、を明らかにする。

第二に、國民政府の收入を考察する。國民黨政權の政治活動を體現するところの貨幣

が何處より來るか、國民黨政權の物的基礎が何處に求められるかと云ふことが、こゝで我々の問題である。そして經費とは逆の側面から國民黨政權の性質を明らかにする。

最後に、國民政府の公債を考察する。公債自體が収入の大宗をなす租税を補完する如く、公債の考察は収入の考察を補完して、國民黨政權の物的基礎、従つて國民黨政權自體の性質を一層明確にするであらう。

本小冊執筆者 岡崎三郎

附記 本小冊脱稿後に國民政府の民國廿三年度財政報告が公表されたので、これを附録として掲載した。

昭和十一年十二月

財團法人 東亞經濟調查局

支那國民政府の財政 目次

- 序……………一
- 第一章 國民政府の經費……………一
- 第二章 國民政府の收入……………三
- 第三章 國民政府の公債……………六
- 附表……………八五
- 附錄 中華民國二十三年度財政報告……………九一

中華民国二十三年財政概況

第二章 國民政府の公債

第三章 國民政府の外人

第四章 國民政府の經費

支那國民政府の財政 目次

支那國民政府の財政

第一章 國民政府の經費

國民政府がその統治活動のために物資の購入及び官吏の給與並びに勞働力の雇傭等に年々支出するところの貨幣額、即ち國民政府の經費が如何なる方面に、如何なる割合を以て投ぜられてゐるか、と云ふことは、國民政府の統治活動が如何なる分野に、如何なる程度に向けられてゐるか、と云ふことを或る程度に表現する。もとより政治上の諸關係を貨幣額に翻譯し、貨幣額の大小を以て政治的諸關係の輕重を測ることは嚴密には不可能なことであるが、しかも經費の配分の上には諸々の統治活動部の輕重が自ら反映せざるを得ず、且つかゝる輕重は經費の配分を以てこれを推測する以外に秤量すべき手段はないのである。従つて一國の政治權力の物的表現としての財政諸關係を檢討するに當つては、經費の分析は収入の分析と相並んで重要な一面を成すのみならず、また収入の分析によつては解明し得ざる部面にも一道の光を投ずるものである。我々はかゝる意味においてまづ國民政府の經費

を分析することとする。

國民政府の經費を考察するには、國民政府の年々の收支を報告せる收支実績報告又は決算面或ひはこれを豫定せる豫算面における歳出の部面に據らざるを得ない。今我々がかゝる報告として利用し得るものとしては、まづ國民政府が南京に確立された當初の一ヶ年に就いては、一九二八年八月財政廳長宋子文により第五回全體會議に報告された「民國十六年六月一日より十七年五月卅一日に到る國民政府歳入歳出表」がある。次いで以後財政年度は毎年七月一日に始り翌年六月卅日に終ることに定められ、今日に到つてゐるのであるが、民國十七年度の收支実績に就いては、一九三〇年三月財政部長宋子文により中央執行委員會第三回全體會議にその報告が提出され、民國十八年度に就いては、一九三一年三月中央執行委員會政治會議に提出された。次いで民國十九年度及び二十年度に關する報告は一括して一九三二年十二月同じく財政部長宋子文により中央執行委員會全體會議に提出された。更に民國廿一年度及び廿二年度に關する報告もまた一括して一九三五年二月財政部長孔祥熙により中央執行委員會政治會議に提出された。但し廿二年度分に就いては右の收支実績報告の他に決算報告が一九三六年二月に發表されてゐる。國民政府が發表した決算報告は、右の民國廿二年度分のみに止まる。而して收支実績及び決算報告を欲く廿三年度以降に就いては、我々は豫算によらなければならぬ。豫算は現民國廿五年度分まで公にされてゐる。(註)

註 南京に國民政府が確立された初年より民國廿二年度までの財政報告並びに民國廿三年度及び廿四年度の豫算は、英文「中華年鑑」及び「英文中國年鑑」等に掲載されてゐる。我々は右二者を参照した。また民國廿二年度の決算報告は、Bulletin commercial d'Extreme-orient 一九三六年二月號に掲載されたものを、民國廿五年度の豫算は「銀行週報」第二〇輯第二六期(一九三六年七月七日發行)所載のものを利用した。

しかしながらこれらの收支実績報告や決算及び豫算面に據つて國民政府の經費を考察するには、たゞその歳出面をそのままとつて比較することはできない。それらの報告や豫算はそれ／＼作製の様式を異にしてゐるのみならず、理論的に見ても適當な修正を加へなければ、事態を示すことはできないからである。我々は與へられた資料を累年相互に比較し得るものとし、かつ國民政府の經費をできる限り正しく表示するために、これに若干の變更を加へなければならぬ。

まづ第一に國民政府が年々支出せる經費の總額を算定するために、以上の資料に現はれた歳出總額に次ぎの如き修正を加へる。

一、歳出面に計上された「銀行預金」、「豫備費」、「繰越金」及び「現金勘定」等の如く、現實に支出されることなく翌年度に繰越された額は總てこれを控除する。

二、國民政府南京確立初年度の実績報告における新舊貨幣兌換額は、歳入歳出兩面に計上されてゐるものであり、兩者の間に差益又は差損ありとするも、その全額をそれぞれ歳入及び歳出の兩面

に計上することは事實を過大にする恐れがあり、むしろ両面より削除した方が誤りが少いであらうと思はれる。従つてこれは控除した。

三、民國十七年度の收支実績報告においては、歳入歳出両面に同額の「各省において調達し直接支出した軍費」なる項目が存する。これはむしろ地方財政の項目と見るのが至當であると考へられるが故に、両面より控除することとした。

四、民國十八年度より廿二年度に到る実績報告においては、租税徴收費は歳入面において租税收入より控除され、歳出面には計上されてゐない。しかしこれは明らかに経費の一項目をなすものであり、また他の諸年度の報告と相互對照する便宜上から見ても、経費中に加へるのが適當であると考へられるので、これを附加した。（なほ廿二年度の決算報告では、最初から財務費の中に計上されてゐる。）

五、同様に民國十八年度より廿二年度に到る実績報告においては、行政上の諸経費中一度支出して後何らかの形で再び直接拂戻された額が歳出面においてそのまま控除されてゐるが、これはむしろ行政収入と見るのが至當であり、且つ他の諸年度の報告と對照する便宜上から見ても、これを歳出中より控除することなく、歳入面における雑収入に附加するのが適當であると考へられ、我々は経費の算定から控除することをしなかつた。（廿二年度の決算報告にはかゝる控除項目は存しない。）

我々は收支実績・決算及び豫算の歳出面の總額に對し、以上の如き加減を施し、こゝに國民政府が統治活動のために年々支出せる経費の總額をほゞ知ることができる。それは我々の計算によれば、次の如くである。

民國十六年度	一四七、八二八、九〇〇・五二元
(民國十六年六月—十七年五月)	四二九、九四五・九六兩
民國十七年度	三六五、二九〇、四一七・六七元
" 十八年度	五八三、〇七八、五〇八・九一"
" 十九年度	七七七、九六二、七二七・八五"
" 二十年度	七六二、二三四、四六八・八三"
" 廿一年度	七〇五、八九七、八四一・一八"
" 廿二年度	八一四、三七〇、八六八・一六"
" 決算	八一六、五三二、一七一・二八"
" 廿三年度(豫算)	九一〇、七六七、九七九・〇〇"
" 廿四年度()	九四九、三八七、七一三・〇〇"
" 廿五年度()	九八四、九四六、〇九〇・〇〇"

南京に國民政府が樹立されて以來十ヶ年間の國民政府直接の支出経費總額は右の如くである。これ

を相互對比するには、嚴密には銀元の金に對する相對的價格の變動を考慮にいれなければならない。従つて少額の差異に就いては如何なる斷言をなすこともできないが、しかも右の計數を見てほと推測し得ることは、經費は大體において累年膨脹の傾向にあり、就中國國民政府樹立當初三、四ヶ年間の増加傾向は特に著るしかつたことである。經費膨脹の傾向は一般に近代諸國家に通有の事象とされてゐるところであつて、國民政府の財政の上にもまたこれを見るときも敢て異とするには足りない。しかしながらかかる經費膨脹の意義を考察するに當つてはなほ中央政府と地方政府との關係を注意してみなければならぬ。國民政府の統治上の權限と機能とがどの程度に各省政府に託されてゐるかに従つて、支出される經費の上にも國民政府の歲出面に現はれる計數と各省政府の歲出面に現はれる計數との相對的關係は相違して來る。従つて單に中央政府の會計面のみに據つて經費の背後に存する統治活動の範圍や程度を論ずることはできない。實際には、國民政府と各省政府との間の政治上の關係は各省によつて差異があり、且つまた國民政府樹立以來幾多の變遷を閲して來てゐるものと考へられる。しかししてそのことは、國民政府の直接に支出せる經費額と各省政府の計算において支出せる經費額との間の相對的關係の諸々の變化と變遷の中に反映してゐるはずである。しかしこれらの事情を明らかにするには、事情はあまりに複雑であり、資料はあまりに不備である。従つて我々はこれに就いては單に注意して置くに止め、深く立入らないこととする。それ故に我々が前記國民政府の經費總額の變

遷を示す計數を觀察するに當つては、この計數は國民政府がその統治上「直接に」支出せる經費額を示すに止り、その「間接に」支出せる經費額は含まないと云ふこと、従つてこの計數は國民政府の統治活動の範圍と程度とを部分的にしか表現してゐないと云ふことを念頭に置くべきである。しかしかかる條件を考慮して言ふならば、經費膨脹の傾向を示す前記の計數は、國民政府の直接的な、省政府を通じてするにあらざる統治活動の範圍と程度とがその南京に確立された當初四ヶ年には急激に、以後においてはやや緩慢に擴大し、發展したことを表現するものと見ることが出来る。そしてこの數字はそれ以上のことは何等表示してはゐない。我々は進んで經費の内容を検討してみなければならぬ。

國民政府の收支實績報告・決算及び豫算における歲出項目の分類は年度によつて多くの相違があり、そのまゝでは相互に對照することはできない。我々はこれを改めて分類し直してみなければならぬ。今經費の基本的な特質に従つて、極めて大きくこれを分類するならば、一 黨務費、二 内政費、三 軍務費、四 債務費の四者に分つことが出来るであらう。しかもなほ實際には、各報告の歲出面の各項目をこの四者に類別することは極めて困難なことであるが、我々は可能な唯一の方法として、黨務費・軍務費及び債務費に就いては、それ／＼かかる名稱の項目として一括されてゐるものを取り、右三者以外的一切を内政費として合計した。従つて内政費の中には、軍事上の道路建設をも含む建設

費や軍隊教育上の経費をも含む教育費の如き、正しくは軍務費と見るべきものも含まれるわけであるが、一般的な建設費や教育費の中から特に軍事上のものを類別することは不可能であつて、また止むを得ないことである。更にまた内政費には一般行政費の他に官業資本投下又は官業運営上の支出も含まれることとなるが、これまた後に特別の注意を拂ふこととして、便宜上内政費の中に一應概括して置くことにする。かくの如く分類は必ずしも嚴密なものではないが、しかしこの各項目に就いて考察して見ることは必要であらう。我々は次にこれを見ることにする。

第一 黨務費

黨務費額並びにその経費總額中に占める割合は左の如くである。

民國十六年度	一、六五七、〇九六・九八	一・一%
十七年度	四、〇四〇、〇〇〇・〇〇	一・一
十八年度	四、六一七、〇〇〇・〇〇	〇・八
十九年度	五、〇七〇、八〇〇・〇〇	〇・七
二十年度	三、九二二、八九四・七五	〇・五
廿一年度	四、七五六、一七二・三一	〇・七
廿二年度	五、五八九、五八四・九三	〇・七

決算	五、六二八、八〇〇・〇〇	〇・七%
廿三年度	五、七二〇、七〇〇・〇〇	〇・六
廿四年度	五、八七〇、八〇〇・〇〇	〇・六
廿五年度	五、四一九、〇八〇・〇〇	〇・六

備考 民國十六年度とは民國十六年六月より十七年五月に到る一ヶ年間を意味する。他の各年度は規定の財政年度即ち毎年七月より翌年六月に到る一ヶ年間を指す。また民國廿二年度までは收支実績、廿三年度以降は豫算である。以下斷りなき限り同様である。

國民政府が政權を掌握せる國民黨の組織せる政府であることは云ふまでもない。國民黨は中華民國の支配者であり、統治者である。一國の支配者が自己の所要経費を國費から受取ることとは古來その例は多い。しかし民主政なるにせよ獨裁政なるにせよ、一政黨が政權を掌握し統治の衝に立つ場合、少くとも形式的には近代的な統治形態の下において、支配者たる政黨が自黨の維持費を國費の中から支辨すると云ふことは多く聞かざるところである。近代的な統治形態の下においては、實質上はとにかく少くとも形式上では、社會は社會の生活のために必要な國家機關を維持するために、また國家機關をして社會に必要な活動、即ち統治活動を遂行せしめるために所要の費用を負担し、かゝる負擔は社會に必要な國家機關の活動によつて報償されるとし、従つて國家の経費は國家の社會に對する奉仕の遂行にのみ支辨されるべきものとするのが通有の觀念である。國家機關の運営が多數決の原則

に従つて一政黨に託されるとしても、しかも一の政黨は要するに社會一部の代表者たるに止まり、この意味においてそれは公のものではなく、私のものである。従つて政黨の費用は國家の經費とは全く性質を異にするべきものである。しかるに今我々は支那においては支配者たる國民黨の經費が國家經費の一項目として堂々と計上されてゐることを見る。このことは國民黨の勢力が絶對的に強いと云ふこと、支那においてはデモクラシーの原則が全く見られないと云ふことを示すものである。

我々が前に掲げた黨務費額は國民政府が直接支出するところのものであり、それは主として中央黨部の經費に當てられてゐる。地方黨部の費用はこれとは別個に各地方政府において支辨されてゐる。今中央の黨務費のみに就いて云へば、その經費總額中に占める割合は前掲數字の示す如く多きも一・一%、少きは〇・五%と極めて僅少である。如何にも僅少ではあるが、黨務費の上述の如き性質を見るならば、國民政府の經費中におけるその特異なる存在は十分に注意に値するものである。

第二 内政費

こゝに内政費として一括した費額の内容に就いては、既に一言注意を與へて置いた。その總額並びに國民政府の經費總額中に占める百分率は左の如くである。

民國十六年度	一三、五一九、五六九・八〇元	九・二%
十七年度	五四、一一三、八四八・六八元	一四・八%
十八年度	一三二、七六八、一三七・四九〃	二二・七%
十九年度	一七一、七二七、二二〇・五二〃	二二・〇%
二十年度	一八四、六九〇、五八九・五〇〃	二四・二%
廿一年度	一七〇、四二〇、六七〇・一六〃	二四・一%
廿二年度	一九一、六〇七、八四二・〇七〃	二三・五%
決算	二二八、〇二〇、四六〇・〇六〃	二七・九%
廿三年度	三二四、五二六、一三八・〇〇〃	三四・五%
廿四年度	三四七、七一三、六三四・〇〇〃	三六・六%
廿五年度	四一八、四六九、九〇二・〇〇〃	四二・三%

備考 黨務費の計數に附した備考を参照のこと。

一見して明瞭なる如く、内政費額は累年かなり著しい増加の趨勢を辿り、且つその經費總額中に占める割合もまた、例へば民國十七年度收支実績の一四・八%から次第に増大して廿五年度豫算の四二・三%までに達してゐる。このことは云ふまでもなく他の重要費目たる軍務費の相對的減少に負ふところであり、國民政府が國內反對勢力の驅逐に漸次成功し來り、その統治活動が軍事的方面から一般行

政方面に重點を移しつゝあることを示してゐる。

しかしながら一般的には、最近に到るも尙ほ内政費の經費總額中に占める割合は概して著しく少いと云はなければならぬ。このことは國民政府の權力の安定が未だ十分に確保されてゐないことを反映してゐるものとされる。この點に就いては注意して置かなければならないことがある。即ち今日支那においては、地方的債務の償濟費は別として、國民的な債務の償濟費は總て國民政府の負擔たることは云ふまでもなく、また軍務費の如きも反政府的傾向の軍隊は勿論別として、國民政府所屬軍隊の一切の經費は中央政府によつて支辨されてゐるのであるが、これに反して一般行政費にあつては、各省政府の經費のほとんど大部分を占め、それが總て國民政府の直接の負擔に屬してゐるわけではないのである。それは、一般行政費は軍務費等と異り地方的な性質のものたることが多いからである。従つて我々は前記の國民政府の内政費の割合を以て、直接に國民政府の統治活動の内政的部の割合を表現するものと見ることはできない。それはたゞ中央政府直接の活動部面において内政的部の占める範圍を示すに止まる。そしてその限りにおいてその範圍が比較的に狭少なることを示すのみである。

内政費は極めて多様な項目を便宜上集計したものであるから、我々は更にその内容を検討することが必要である。しかし我々の據る各年度の收支実績報告・決算及び豫算面におけるその分類は必ずしも統一されてゐない。即ち國民政府が南京に成立した當初一ケ年における内政費は、國務・外交・司法・教育・財務・工商・農鑛・内務・建設・工程・雜項・暫定・賑災の各項目を含んでゐるのであるが、民國十七年度より廿一年度に到る五ケ年間の收支実績報告においては、これら諸項目は國民政府及び行政・立法・司法・考試・監察の五院並びにそれらの直屬機關及びその他機關の經費として七項目に總括され、當初一ケ年の歳出表に見られた外交・司法・教育・財務・工商・農鑛・内務・建設及び工程の各項目はいづれも行政院及びその附屬機關の經費中に總括されてゐる。而してその他には各年度に補助費の項目が見られ、また十八年度以降にはこれと同性質の鹽務稽核所より地方長官に移管されたる費額と賑災費とが計上されてゐる。また十八年度以降に就いては諸報告の歳入面から租稅徵收費及び租稅拂戻額が知られ得る。この間における官業資本投下額としては十七年度における中央銀行資本が見られるのみである。民國廿二年度実績報告及び廿三年以降豫算面においては再び項目の配列は變更され、國民政府及び五院並びにその直屬機關の經費は國務費として總括され、行政院各部の中、内政・外交・財政・實業・教育・交通・司法行政各部の經費はそれらの内務費・外交費・財務費・實業費・教育及び文化費・交通費・司法費（廿二年度決算以後）として、また行政院直屬の蒙藏委員會及び振務委員會の經費はそれらの蒙藏費及び撫恤費として、更らに國民政府直屬の建設委員會の經費は建設費として、他に補助費及び國有事業資本とも獨立の項目に分類されてゐる。かくの

如く分類方法が種々相異してゐるがために、内政費の内容を各年一貫して示すことは困難であるが、特殊の主要なる項目のみに就いて以下にその變動の跡を近似的に辿つてみることにしよう。

第一は、租税徴收費を主要な内容とする財務費である。その費額及びその内政費總額中に占める割合は左の如くである。

民國十六年度	二、七二七、五二二・八九元	二〇・五%
十七年度	不詳	
十八年度	四五、六三七、三二六・〇二元	三四・四
十九年度	六三、一七二、三九五・三二	三六・八
二十年度	七九、六六八、五一・一〇	四三・一
二十一年度	五四、五三四、一一七・六八	三二・〇
二十二年度	七二、七四六、七六五・七四	三八・〇
決算	七一、五五〇、一二五・二二	三一・四
廿三年度	六八、一九二、八一四・〇〇	二二・七
廿四年度	六六、〇一一、三四三・〇〇	一九・〇
廿五年度	六四、五一五、五六六・〇〇	一五・四

備考 民國十八年度より廿二年度に到る五ヶ年間の計数は收支実績報告の歳入面において租税収入からの控

除額として計上された租税徴收費機關の維持費並びに極めて少額の租税拂戻額又は特別基金への繰入額である。

民國十六年度及び廿二年度決算報告並びに廿三年度以降の計数は、それ／＼收支実績報告又は豫算の歳出面に財務費として計上された費額である。なほ注意すべきは民國廿年度のみにおいては、租税の拂戻又は繰入額は比較的によく、前記計數の中一三、六七九、七三三・一三に上つてゐることである。このために財務費がかなり著しく多額になつてゐるが、しかし他の各年度と同様に一應財務費の中に附加したまゝにして置くのが至當であると考へそのまゝにした。

租税の徴收は國家の統治活動の重要な一側面であり、租税徴收費が國家經費の必須なる一項目であることは云ふまでもない。しかしそれは、租税の徴收は國家機關の維持、國家機關の統治上の諸々の活動の實現の準備的活動であると云ふことによつて然るのであつて、租税徴收費がよし國家經費の不可欠の一項目であるとしても、それは決して國家の新たな積極的な活動を表現するものではない。この意味において、國民政府が或る年度においては、收支実績報告における歳入面の租税収入から一の控除額としてこれを示してゐることは必ずしも故なしとしない。しかし今我々はかゝる事情を念頭に置きながらも、それが國民政府の經費の一項目たるが故に、これを國民政府の經費として見たのであるが、かくて示された前掲の計數に見られることは、ほゞ民國十八年度以降その絶對額には著しき増大の跡なきことである。これをこの間における經費總額の膨脹及びこれに伴ふ後に見る如き租税収入の増加と對比してみるならば、それは租税徴收費の相對的減少を示すものである。しかしして租

税徴收費の相對的減少が、租税徴收の容易さ、従つて國民政府の權力の確固さを表現するものであることは明瞭である。

しかしながら同様にして我々が前掲の計數より見得ることは、財務費の内政費總額中に占める割合が、時に高低あり、全般的には遞減の傾向を示しながらも、なほ極めて著しいことである。殊に民國十八年度より廿二年度に到る間の收支実績報告による計數では、財務費は内政費額の大約三分の一を占め、以後減少しつつあるとは云へ、民國廿五年度の豫算においてさへ約六分の一を占めてゐるのである。既述の如き財務費の性質を考へるならば、財務費の内政費總額中に占める割合の多大であること云ふことは、内政費中國國民政府が統治上一般行政方面における新たなる積極的な活動に投ずる經費が更に局限されたものであることを示すものである。

第二は、内政費中財務費と並んで著しき地位を占め、且つ特殊な性質を帯びた費目は補助費である。我々が利用した國民政府の歳出に關する計數は、民國十七年度以降總て補助費の項目を含んでゐるがなほ民國十八年度より廿二年度に到る間の收支実績報告における「鹽務稽核所より地方長官に移管された費額」なる項目も、また補助費と同性質のものであると考へられる。今我々はこの兩者を集計しそれが内政費總額中に占める百分率と共にこれを示せば、左の如くである。

民國十七年度	四、七〇九、〇四一・四六元	八・七%
"十八年度	四二、二七〇、九四三・〇六"	三一・八
"十九年度	六七、一〇三、八八〇・九六"	三九・一
"二十年度	七一、一四八、三一四・九五"	三八・五
"廿一年度	六八、一〇八、一一五・六四"	四〇・〇
"廿二年度	五五、〇〇五、〇六一・五九"	二八・七
"	四六、六六〇、三一四・六三"	二〇・五
"	八二、五五九、九三五・〇〇"	二六・二
"廿三年度	一〇一、九八〇、八六一・〇〇"	二九・三
"廿四年度	一〇五、八一六、〇〇〇・〇〇"	二五・三
"廿五年度		
決算		

補助費はその大部分が地方各省政府に與へられ、各省政府の收入としてそれらの經費に充當されるのであるが、また各種教育機關又はその他の團體に與へられるものをも含んでゐる。各省政府の手に移されるものは、結局は國民政府が各省政府を通じてする統治活動の經費に歸するのではあるが、しかも國民政府の直接の經費としては、その用途の全く不明瞭な部分としなければならぬ。またこれが如何なる地方に分布されるかと云ふことは、國民政府の經費を負擔する人々の地方的分布とは全く無關係なものである。即ち補助費なる項目は、それが各省政府に與へられるにせよ、または他の諸

團體に與へられるにせよ、國民政府の何らかの部面における直接的な統治行動を表現するものではないと云ふ點において、また國民政府の經費の使途を經費の負擔者から隔離し、或ひは偏局せしめ、又は少くともかゝる可能性を著しきものとなすと云ふ點において、諸他の經費々目に對して特異の存在をなすものである。

我々はかくの如き考慮を以て前掲の數字を見なければならぬ。計數は年々の變動の傾向の區々なるにもかゝらず、通觀して補助費の絶對額は漸増の傾向を示し、補助費が内政費總額中に占める割合は漸減の傾向を示してゐると見ることが出来る。しかしながらかゝる一般的傾向はとにかくとして、補助費額が多きは内政費總額の三分の一以上を、少きも四分の一以上を占めてゐることは、國民政府が一般行政上の方面においては、自ら直接の活動を示すこと少く、各省政府に委任せる部分の著しいことを推測せしめる。しかも我々が先に全般的に觀察した如く、國民政府が内政費として支出する費額全體が既にその經費總額に對してさして大なる部分を占めてはゐないと云ふことを考慮するならば、事態は一さう著しいものであるとしなければならぬ。我々はこれらの考察から直ちに斷言することはできないが、支那においては一般行政上の部面においては地方分權の度がかなり著しいと推測できるやうである。

以上我々は國民政府の内政費の中最も重要な二項目たる財務費及び補助費に就いて考察した。こ

の二項目は國家經費としてそれ／＼特異の性質を帯びたものであり、内政費總額の中よりこの二項目を控除した後初めて我々は、國民政府がその内政上積極的にしてかつ直接的な活動をなすに年年支出するところの經費額を算出することができる。内政費中より財務費及び補助費を控除した残りの費額が内政費總額中に占める割合を算定すれば、それは民國十八年度には三三・八%、十九年度には二四・一%、二十年度には一八・四%、廿一年度には二八・〇%、廿二年度には三三・三%又は四八・一%、廿三年度には五二・一%、廿四年度には五一・七%、廿五年度には五九・三%である。即ちこの計數は全體として極めて低位にあつて、これが漸く五〇%を越えるに到つたのは、もとより收支實績報告と豫算との相違はあるが、最近三ヶ年のことである。しかして最近におけるこの計數の増大は、我々の以上の考察に基づいて推論すれば、國民政府の内政上における積極的・直接的な活動の展開を語るものである。しからばかゝる活動は如何なる方面にその展開を見たか。最近における國民政府の收支實績及び豫算の歳出面に就いて、増大の跡最も著しい項目を求めらば、それは教育文化費・建設費及び官業資本投下額の三項目である。

即ちまづ前二者に關する計數を見れば、左の如くである。

民國廿二年度	教育文化費	建設費
	一三、三三八、〇〇八元	六、八一二、三六四元

〃	廿三年度	三三、八一九、三六五	三五、九八九、〇三六
〃	廿四年度	三七、二二一、六二一	三六、三七四、九一〇
〃	廿五年度	四四、三三九、九六二	五三、一一〇、二二一

備考 民國廿二年度は收支実績報告による計數である。

兩費額の合計が内政費總額中に占める割合は民國廿二年度には一〇・五%であつたが、廿五年度には二三・三%に増加してゐる。兩費目の内容に就いては、國民政府は何事をも發表せず、従つてこれを知ることはできない。一説によれば最近における兩費目の著るしい増加は、從來軍務費に屬してゐた軍事上の教育費及び軍事上の建設費がこれに組變へられたのに據るものとされてゐる。或ひは事實さうであるかも知れないが、ここでは我々は暫く兩費目の名稱が指示するところのみを見て置く他はなす。

最後に官業に對する資本の投下を見る。官業自體は、國民政府の財政の檢討において、別個の考察を要し、官業に對する資本の投下に就いても亦一般經費とは別個に考究すべき點が多いが、こゝではこれが國民政府の一經費目たる限りにおいて、一言附加して置く。我々が依據するところの資料においては、官業資本投下額として明記されてゐるものは左の如くである。

民國十七年度

二〇、〇〇〇、〇〇〇元

〃	廿二年度決算	二、六四五、二三四
〃	廿三年度	五〇、三一八、七二六
〃	廿四年度	六〇、九七一、一六六
〃	廿五年度	九六、三三七、七二〇

右の計數以外に、例へば交通費として計上された經費部分等の中に官業費として見るべきものが包含されてゐることは明らかであるが、こゝにこれを取り出すことは困難である。しかして右に掲げた計數の中では、民國十七年度の二千萬元が中央銀行の資本であることが明記されてゐる以外には、その内容に就いて何らの報告も見出されない。我々の推測によれば、それは主として中國・交通兩銀行及びその他の政府系銀行に對する資本投下（株式引受又は買收）を示すものであると考へられる。しかしこゝではその詳細な検討は暫く後に譲ることとし、只かゝる官業投資額が最近著しく増大したと、そして我々が内政費として一括した費額中におけるその割合（例へば民國廿五年度には二三・〇%）もまた決して些少なものではないと云ふこと、並びに官業に對する投資は諸他の經費と異り、終局的に支出しされ終るものではなく、單に資本として前貸されたに止まり、それは年々再生産乃至擴大再生産されるものであると云ふことを注意して置くに止める。

以上我々が分類した國民政府の諸經費中最も複雑な内容を有する内政費に就いて考察した。我々の

考察を概括すれば左の如くである。

一、内政費總額が經費總額中に占める割合は大きくはないが、最近その絶對額と共に増大して來た。

二、内政費總額の中では財務費と補助費が著しい割合を占めてゐるが、最近にはその割合は漸次減少して來た。

三、財務費と補助費の相對的減少に對應して、教育文化費・建設費及び官業投資額が絶對的にも相對的にも増大して來た。

經費の上におけるかくの如き變化が、國民政府の統治活動における變化を反映したものであることは繰返すまでもない。

第三 軍務費

國民政府が軍事的活動のために支出する經費の一切が包含されてゐるか否かは問題であるが、我々が依據するところの資料において、軍務費として計上されてゐる費額並びにその國民政府の經費總額の中に占める百分率は左の如くである。

民國十六年度	一三一、一七六、三四〇・九五元	八八・四%
" 十七年度	一四七、一五五、三七一・六三(註一)	四〇・三
" 十八年度	二四五、四四五、一一二・七二	四二・一
" 十九年度	三一一、六四六、一二八・〇二	四〇・一
" 二十年度	三〇三、七七七、〇六二・七八(註二)	三九・九
" 二十一年度	三二〇、六七二、一一六・八八(註三)	四五・四
" 二十二年度	三七二、八九五、二〇二・五二(註四)	四五・八
" 決算	三六一、九二〇、二二五・六八	四四・三
" 二十三年度	三三三、九九〇、九一〇・〇〇	三六・六
" 二十四年度	三二一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三三・八
" 二十五年年度	三三二、〇一九、二〇〇・〇〇	三三・七

註 一、各省において直接徴收し直接軍費に支出した六一、三八一、五九七・八六元を除く。二、前年度支出分四八、六〇四、〇七三・二六元を含む。三、前年度支出分五八、八〇五、三四九・四一元を含む。四、前年度支出分四六、三七六、八六四・八〇元を含む。

備考 黨費額に關する計數に附した注意を参照。

右に見る如く、軍務費額は民國廿二年度までは累年増加を示してゐたが、民國廿三年度以降増加の大勢は停頓した。軍務費が國民政府の經費總額中に占める割合は、國民政府が南京に樹立された當初

一ヶ年間には實に八八・四%の多きを占めたが、民國十七年度以降は約四〇・〇%前後に低下した。廿一、廿二兩年度におけるこの割合の激増は、それ／＼前年度における滿洲事變及び上海事變に關する軍費が計上されてゐるがためであると考へられる。廿三年度以降は比率は低下してゐる。しかしかくの如き變動はあつたにかゝらず、軍務費が經費總額中に占める割合は未だ嘗て三分の一以下に低下したことなく、大體において著しく高いと云はなければならぬ。これは何を意味するか。

國民政府の軍備が一面において對外的・國防的意義を有するものであることは素より疑を容れざるどころであり、また國民政府が滿洲・上海兩事變並びに華北の戰亂のために多大の失費を負擔しなければならなかつたこともまた事實である。しかしながら國民政府が南京に成立して以來今日に到るまで、國民政府の軍事的活動が主として國內反對勢力、即ち地方軍閥と共產軍とに向けられてゐたことは一般に承認せられてゐるところであり、我々もまた前記の計數に示された國民政府の軍務費の最も主要なる部分が、かくの如き國內反對勢力の驅逐に要したところの軍費であるとするのが至當であると考へる。これに就いては、國民政府樹立以來の約十年間が不斷の内亂の年であつたことを想起すれば十分であらう。

國民政府の地方軍閥に對する軍事的行動は、云ふまでもなく國民黨の自己の支配の下に支那國土を統一せんとする要求の實現である。そしてそれは世界大戰時及び大戰後の時期に勃興し來つた支那土着の商業資本・貨幣資本及び産業資本の國內市場統一の要求に對應するものであつたのである。この限りに於いて國民政府の對内的軍事行動は國民的要求を反映したものであつたと見ることができ、國民政府が要費せる軍務費は國民的必要に應ずべき、また國民的負擔を至當とすべき性質の經費であつたと見ることができ、そして亦かゝる觀點においては、軍務費が經費總額の中に占める割合の大小は國民政府の國內統一運動の達成程度を示すものとすることができ、そして既に記した現實の計數もまた、滿洲・上海及び華北戰亂の特殊の時期を除けば、大體において軍務費の相對的減少を示し、國內統一運動の進展を反映してゐるものとする事ができる。

しかしながら一方において右の如き事實が認められると共に、他方には別個の事情が生起してゐることを認めないわけには行かない。國民政府の下に支那に國民的統一運動が展開された時代は十八世紀ではなく、また十九世紀のことでもなく、まさに廿世紀も二十年代のことであつたのである。而して世界大戰後の全世界的な革命運動の高揚や就中サヴェト聯邦の影響の下に、支那に新なる國民的統一運動が展開し始めた時には、かつて先進列國におけるかゝる運動の中に見られた如き新興資本家階級の指導の下に總ての社會層を封建的な舊勢力の驅逐に動員することはできなかつた。國民革命軍が未だ南京に到達しない間に既に共產黨が國民黨の胎内から離脱したのである。そしてその時以來共產軍は國民政府軍に敵對する有力な軍事的勢力となり、轉々としてその所在を移しながらも、中華サヴ

エト區域は國民政府の有力な敵國をなしてゐたのである。共產軍勢力の成長は單に國民政府の外部的な脅威たるのみならず、それは中部支那の開港市に漸く發生しつゝある新たなる支那労働者階級の向背に著しき影響を及ぼすものであるが故に、國民政府は殘存せる地方軍閥に對する以上に共產軍の掃蕩に意を用ひなければならなかつた。事實國民政府の樹立以來、最近の共產軍の西北方への移行に到るまで、國民政府はこれに對する討伐戰爭を休止するの暇がなかつた。これがために費した軍費もまた決して些少でなく、我々が既に見た國民政府の年々の軍務費の一半は、少くともかゝる共產軍討伐費としなければならぬ。共產軍は云ふまでもなく舊來の軍閥とはその歴史的な性質を異にし、従つて國民政府の兩者に對する抗爭の性質も亦それ〴〵異つてゐる。既に述べた如く國民政府の地方軍閥に對する國內統一のための戰爭は、支那土着資本の國內市場統一の要求を反映したものと見て、その意味においては國民的統一國家建設の運動であると見られる。しかしながら國民政府の共產軍に對する戰爭は寧ろかゝる國民的統一運動の新たなる分裂であつて、この點においては國民政府は新たに生起した對抗勢力に對して自己の立場を達成せんとする地位にあるのである。このことは中央軍と共產軍との抗爭における軍事上の地位とは何ら關係するものではなく、社會的な歴史的な關係において然るのである。國民政府の舊軍閥に對する追撃は最近の西南政府の解消によつて一應完成したかの觀がある。また他方國民政府は共產軍の主力を中央より驅逐して、邊疆に追拂つたかの觀がある。かくして

共產軍もまた西南政權と同様にやがて國民政府の壓力によつて地を拂ふ結果になるかも知れない。しかし舊軍閥の場合とは異り、よし國民政府が完全に現在の共產軍を壊滅せしめ得たとしても、新たなる姿を以てこれに類似せる對抗勢力が生れないと云ふ何らの保證も與へられてはゐない。却つて大戰後以來の支那中央部及び沿岸地方の經濟的發展はかゝる對抗勢力の發生の地盤を醸成しつゝあるものとも見られないことはない。國民政府が共產軍に對すると同様にかゝる勢力の醸成に對して軍備を整へなければならぬことは明瞭である。このことは云ふまでもなく國民政府の軍務費の減退を阻止する要因となる。我々はさきに國民政府樹立以來の約十年間における軍務費の相對的減少傾向の中に、國民黨の支配下に支那統一運動の進展の表現を見得るものとした。しかも我々は今軍務費のかゝる相對的減少の事實にもかゝはらず、その絶對額には殆んど減少の傾向を認め難く、國民政府の經費總額に對する割合においても亦、その低下にもかゝはらず尙ほ全體の三分の一以上と云ふ高位を持續してゐる事實に注意を向けなければならぬ。それは我々が右に見た如き國民政府の共產軍に對する討伐戰爭、また新たに生起すべき可能性のある同種對抗勢力に對する軍備の必要が、全く輕視し難き性質のものであることを表はすものとしなければならぬ。

附記 國民政府の軍務費を考察するに際して、我々はその對外的軍備に多くの注意を拂はなかつた。それは滿洲・上海兩事變があつたにもかゝはらず、過ぐる十年間における國民政府の軍事的活

動は對内的方面に重點を置いてゐたと考へられるからである。

第四 債務費

我々が利用せる資料の歳出面において國民政府の債務費として記載されてゐる費額並びにこれが國民政府の經費總額中に占める割合は次ぎの如くである。

民國十六年度	一、四七五、八九二、七九元	一・三%
十七年度	一五九、九八一、一九七、三六元	四三・八
十八年度	二〇〇、二四八、二五八、七〇〃	三四・四
十九年度	二八九、五二八、五七九、三一〃	三七・二
二十年度	二六九、八四三、九二一、八〇〃	三五・四
廿一年度	二二〇、〇四八、八八一、八三〃	二九・八
廿二年度	二四四、二七八、二三八、六四〃	三〇・〇
廿三年度	二二〇、九六二、六五八、五四〃	二七・一
廿四年度	二五七、五三〇、二三一、〇〇〃	二八・三
廿五年度	二七四、八〇三、二七九、〇〇〃	二九・〇
決算	二三九、〇三七、九〇八、〇〇〃	二四・四

備考 黨務費の計數に附した注意を参照のこと。

右の計數は、國民政府樹立當初の年を除き、民國十七年度以降における債務費が頗る多額に上り、十八年度以後二億元を下つたことなく、その經費總額中に占める割合においても、全體としては低下の傾向を示してゐるとは云へ、なほ甚だしく高率であることを示してゐる。何故に國民政府の債務費がかくの如く絶對的にも相對的にも多額であるかと云ふことに就いては、なほ後に國民政府の國債に就いて考察する際にも述べることはあるが、さし當つてまづ國民政府樹立當初の一ケ年と民國十七年度の計數を對照することによつて事情の一端を明らかにして置かう。我々の數字はこの兩年度の間において、債務費額が殆んど百倍に近く増加したことを示してゐる。もとよりこの間、國民政府が新たに起債し、そのために元利償還金額が増加したことは事實であるが、債務費の激増の總てがこれによるものではない。それは新たに成立した國民政府が、古くは清朝時代の、また民國初年以來の北京政府の對外的及び對内的な債務を繼承し、その償済の負擔を引き受けたからである。これらの債務の中には列強に對する庚子賠款（團匪賠償金）さへ含まれてゐるのである。而してかゝる舊來の債務の繼承こそは、國民政府が内外から支那の中央政府として承認を受けるための代償であつたのである。ところで庚子賠款の償還額は各年度の收支報告に明記されてをり、年々多少の變動はあるが、大體四千萬元前後である。しかし一般債務費中における國民政府が前代からの繼承した債務に對する元利金と

國民政府が新たに起した債務に對する元利金との割合は明瞭ではない。たゞ古き債務が年々償済されて行くと共に他方に新しき債務が年々起されて行くのであるから、國民政府が前代から繼承したところの債務に對する費用が債務費全體の中に占める割合が次第に減じつゝあることは明らかである。しかしとにかく國民政府の諸經費中債務費が甚だ著しい部分を占めることの原因に就いては、國民政府が従前の政府の甚だしく無責任な多額の債務を繼承し、その償済の任に當つたと云ふことの中に求められなければならない。だが又同時に、從來の債務を年々償却して行きながらも、債務費額が特に減少の傾向を示してゐないことは、この間國民政府の新たな債務が増大しつゝあることをも示すものである。(これに就いては後に國民政府の國債を見る時に れることとする。)

従前の政府から繼承したにせよ、國民政府が新たに起債したにせよ、或ひは内國債にせよ、外國債にせよ、また或ひは借入れて消費し盡された債務にせよ、賠償金なるにせよ、總てこれらの債務に對する元利償却金は、これを經費の一項目として見る時は、それが諸他の費目とは著しく異つた性質のものであることは云ふまでもない。債務費が國民政府の存続のために不可缺の一經費目であるとしても、債務費として支出される貨幣額は、要するに債權者の手に返還されるのみであつて、決してそれに相應する物件なり人力なりを以て代置されるものではない。即ちそれは政府の新たな何らかの活動に必須なる物的及び人的條件に轉化され得るものではなく、従つて政府の何らかの新たな統治上の活動を表現するものではない。それは總ての經費項目の中でも最も消極的な性質のものである。かくの如き消極的な性質の費目が年々の經費總額中の少きも約四分の一多きは四割以上を占めてゐると云ふことは、かゝる經費總額によつて表現される國民政府の統治活動の範圍と程度とが甚だしく局限されてゐることを示す以外のものではない。しかし我々の數字においては、經費總額中に債務費が占める割合は年々多少の高低浮動を見てゐるが、大體においてそれは低下の傾向にあると云ふことができ。この事實は、債務費の性質が示す上述の意味において注意されるべきことであらう。

以上に我々は國民政府の南京に樹立されて以來の經費に就いて、これを黨務費・内政費・軍務費及び債務費の四項目に分つて、考察を試みた。今これら各項目が經費總額の中に占める割合の變遷の跡を一括して表示すれば、左の如くである。

民國	黨務費	内政費	軍務費	債務費
十六年度	一・一	九・二	八八・四	一・三
十七年度	一・一	一四・八	四〇・三	四三・八
十八年度	〇・八	二二・七	四二・一	三四・四
十九年度	〇・七	二二・〇	四〇・一	三七・二
二十年度	〇・五	二四・二	三九・九	三五・四
廿一年度	〇・七	二四・一	四五・四	二九・八

廿二年度	〇・七	一三・五	四五・八	三〇・〇
決算	〇・七	二七・九	四四・三	二七・一
廿三年度	〇・六	三四・五	三六・六	二八・三
廿四年度	〇・六	三六・六	三三・八	二九・〇
廿五年度	〇・六	四二・三	三三・七	二四・四

備考 民國十六年度より廿二年度までは收支実績報告により、廿三年度より廿五年度までは豫算によること、前掲諸表と同様である。

右の計數を觀察して明瞭に知り得ることは、各年度を通じて軍務費と債務費との割合が著しく大きく、常に經費總額の過半を占めてゐること、並びにそれにもかゝらず兩費目の割合は最近低下の傾向を示し、それに應じて内政費の割合が増大しつゝあることである。そしてこのことは、國民政府が南京に樹立されて以來十ヶ年間に於ける國民政府の統治活動の態様とその轉換の方向とを表現するものである。換言すれば、こゝに國民政府の權力確立の過程の一半が貨幣額の數量的關係の姿をかりて表示されてゐるのである。かゝる過程の他の一半がまた別個の貨幣關係の姿の中に表示されてゐるところは、更に次項以下において見られ得るところである。

第二章 國民政府の收入

國民政府の財政における經費の側面が如何に國民政府の權力活動の態様を表現してゐるか云ふことは、これを前節に見た。國民政府はかく自己の統治活動のために支出するところの貨幣を如何にして確保するか。我々は轉じてこゝに國民政府の財政における收入の側面を考察しようと思ふ。既に見た如く國民政府の經費に關する諸關係は、國民政府の統治活動が如何なる方面に向ひつゝあるかを示すことによつて、國民黨の政治權力の性質と發展の傾向とを表現してゐた。それと同様に國民政府の收入に關する諸關係は、國民政府の存立が如何なる社會的・經濟的關係に依據しつゝあるかを暗示することによつて、國民黨の政治權力の性質と發展の傾向とを他面から表現する。而して我々が今こゝに國民政府の收入を考察するのは、かゝる關係を明らかにせんがためである。

我々は國民政府の收入を考察するに當つて、曩きに經費を考察するに際して利用したと同一の資料の歲入面を基礎とする。しかし與へられた資料の歲入面を直ちにそのまま利用し難いことは歲出面を取扱つた場合と同様である。我々が與へられた報告に加へようとする修正は次の如くである。

一、國民政府が南京に確立された初年度の實績報告における新舊貨幣兌換による剩餘額は、歳出面における缺損額と同様に、これを削除した。

二、民國十七年度の收支實績報告における「各省において調達し直接支出した軍費」は歳出面において控除したと同様に、これを控除した。

三、民國十八年より廿二年度に到る實績報告において、租稅收入の中より直ちに控除されてゐる租稅徵收費は、我々の考察では既に經費の一項目として計算されてゐるのであるから、收入の中から直接控除してしまはないこととした。

四、同じく民國十八年度より廿二年度に到る實績報告において、行政上の經費として一度支出された後再び何等かの形で政府の手に歸した額は、そのまゝ歳計面の中において支出より控除されてゐるが、我々はこれを行政收入として、收入の一項目に加へた。

五、民國廿二年度の決算に現はれてゐる保管金及び前年度繰越金は、嚴密にはその年度内の収入ではないのであるから、これは控除することとした。

以上の如き若干の修正を加へた上で、我々は各年度の收支實績報告や決算及び豫算の歳入面の計數を考察するのであるが、かくして得られたところの種々雑多の歳入項目を見る時、我々はそれが三つの大きな範疇にはゞ總括され得ることを知る。即ちそれは租稅・官業官産收入及び國債である。國民

政府の歳入のこの三つの源泉は、最も基本的な點において、その性質を異にしてゐる。まづ第一に、租稅收入は國家權力の直接の發動によつてのみ確保され得る。少なくとも近代社會にあつては、政治權力のないところには租稅なく、政治權力の發動なくして租稅が徵收され得ることのないことは明瞭である。これに反して官業においては、その存在の背後に國家があり、従つて政治的な權力を背景としてゐることは事實であるが、官業が収益を齎すのは國家資本の企業たる官業自體の經濟的活動に據らざるを得ない。即ち官業收入は、少くとも直接的には、國家權力の發動によるものではなく、國家の經濟的活動によつて齎らされるものである。一定の基礎の上では収入の大小は權力の發動の範圍や程度に制約されるよりも、むしろ官業自體の經濟的活動の状態に依存するのである。國債においてもまた然り。國家が起債し得るのは、窮極においては國家權力が背景に存するからであり、その力が信用するに値するものであるからであるが、それにもかゝはらず債務者としての國家と債權者との間の直接的な關係は治者と被治者との間の權力關係ではなく、純然たる經濟上の取引關係である。かくの如くして、國家の歳入は、それが直接的に權力の發動によつて確保されるか、或ひはかゝる權力は背景に止まつて直接的には國家の經濟的な活動によつて確保されるかに従つて、租稅と官業收入及び國債との性質を區別することができる。この區別は我々の當面の考察によつて極めて重要である。しかしなほ他の點に就いても考慮しなくてはならない。



即ちこゝで第二に考ふべき點は、國民政府の三つの源泉より確保するところの歳入の中、租税及び官業官産収入は終局的に國家の手に歸するに對し、國債は一定の利子を附して再び債權者の手に返却されなければならぬと云ふことである。従つて収入と云ふ語を嚴密に解するならば、國債は収入の中には含まれない別個の範疇をなすものとなる。我々は以下の叙述においては、収入と云ふ語はかゝる嚴密な意味に使用し、國債はその中に含ませないこととする。かくて本來の収入と國債とは明確に區別さるべきものとなるのであるが、それは經費との關係において見る時一層明瞭となる。収入は終局的に政府の手に歸するものであるから、それは直接に經費の源泉となり、しかも政府の部面において國家に何等の負擔をも残さない。これに反し國債は再び何等かの方法によつて債權者の手に返附さるべきものであるから、國家が入手した國債金は一時は政府の任意の方面に支出することができる經費の源泉となり得るとしても、それは將來においては政府の經費の中から一定額の債務費の控除を強制し、それだけ政府が一層積極的な活動のために支出する他の種類の經費に限度を課することとなる。かくの如く將來の經費に影響を及ぼすや否やの點における相異によつて、一般に經費の源泉としての収入と國債との相對的な割合は問題とせられ、所要經費が本來の収入によつて賄はれることが多ければ多いほど財政は健全だとされるのである。國民政府の財政はこの點において如何なる状態にあつたか。我々は先づこの點から考察を進めよう。

與へられた資料の歳入面から、國債を控除して、國民政府の収入額を算出し、これが前節に掲示した國民政府の經費總額に對して占める割合(百分率)を求めて、併せて表示すれば左の如くである。

民國十六年度	七一、八三五、七三二・〇九元	五〇・三%
十七年度	二七一、九一四、八六九・九六元	七四・四
十八年度	四八三、七九五、六七〇・五〇	八三・〇
十九年度	五六一、九八九、七四一・五九	七二・三
二十年度	六三二、六七八、四七〇・四一	八三・〇
廿一年度	六一三、九二七、五九七・八一	八七・〇
廿二年度	六九〇、四二七、三五二・二六	八四・八
決算	七二三、四九九、四六五・二五	八八・六
廿三年度	七九二、一〇三、八六〇・〇〇	八七・〇
廿四年度	七八七、一五四、〇〇六・〇〇	八二・九
廿五年度	七六八、九八二、三三九・〇〇	七八・一

備考 民國十六年度とは民國十六年六月より十七年五月に到る一ケ年、以下は規定の財政年度である。民國十六年度より廿二年度までは收支実績報告による計數、廿三年度より廿五年度までは豫算額である。典據は經費に關する數字と同一。

右の計數は、國民政府の收入額が民國廿一年度及び廿五年度を除けば、累年増加し來つたことを示してゐる。また收入の經費總額に對する割合においては、南京國民政府樹立當初の一ケ年間は約半分に過ぎなかつたが、民國十七年度には凡そ四分の三に達し、以後十九年度及び廿五年度を除けば、他の各年度には常に八〇%以上を示し、年々の小浮動はあるが、大體八五%を中心としてゐる。この數字を以て大きいとすべきか、小さいとすべきかは簡單には云ひ難ひことではあるが、とにかく國民政府の年々の所要經費の壓倒的部分が本來の意味における政府の收入を以て賄はれてゐること、それにもかゝらず國民政府の所要經費が如何なる年においても本來の意味の收入のみを以ては賄はれ得なかつたことは明瞭である。しかしそれは最近における各國の財政に就いて等しく云ひ得ることが、國民政府の財政に就いても云ひ得ると云ふことを示してゐるに過ぎない。問題は寧ろ國民政府の收入の内容とその國債の條件の中に懸つてゐるやうである。我々はまづ右の計數に示された國民政府の收入の内容を檢討しよう。

國民政府の收入の大宗は租稅である。これは現今殆んど總ての國家の財政に就いて云ひ得ることであつて、特に國民政府にのみ限られた事象ではない。國民政府の收入の中、如何に租稅が重要な部分を占めてゐるかに就いては、今こゝに計數を擧げる煩を避けることとするが、それは以下の行論において極めて明瞭に知ることができらるであらう。

しからば收入の大宗たる租稅は如何なる種類、如何なる性質のものから成つてゐるか。國民政府樹立以來屢々試みられた稅制の改革によつて、多少の變遷を経て來てはゐるが、これを概括して、國民政府の租稅の中で最も主要なものは、關稅及び鹽稅・統稅並びに菸酒稅の三者を含む國內消費稅であると云ふことができる。まづこれらの各々に就いて若干の考察を加へよう。

第一 關稅

關稅は國民政府の收支實績・決算及び豫算の歲入面に計上された諸項目の中最大の項目である。今國民政府各年度の關稅收入額並びにそれが收入總額中に占める割合(百分率)を掲げれば、左の如くである。

民國十六年度	一二、九二八、〇一九・六九元	一九・六%
"	一、六六二、〇〇六・四九兩	
"	一七九、一四一、九一七・一八元	六五・九
"	二七五、五四五、二一五・六一"	五六・九
"	三一二、九八六、六五三・五〇"	五五・七
"	三六九、七四二、六三七・三〇"	五八・四
"	三二五、五三四、八五〇・六三"	五三・〇

廿二年 度	三五二、三九八、五五九・三二元	五一・一%
決算	三三七、六四七、七六七・二一	四六・七
廿三年 度	三八二、八一四、二四一・〇〇	四八・三
廿四年 度	三四一、三六一、四〇〇・〇〇	四三・四
廿五年 度	三一七、九七三、五一四・〇〇	四一・四

備考 民國十六年度即ち南京國民政府樹立當初一ヶ年の計數は、收支實績報告の歳入面に關稅として掲記された項目の他に内地稅・二五附稅及び煤油特稅の三者の數字を加算したものである。これらは翌年度以降の場合には總て關稅の項下に吸収解消された項目であるからである。十七年度以降の數字は諸報告に關稅と明記された項目に關する計數をそのまゝとつた。

國民政府樹立當初の一ヶ年を除き以後關稅收入が如何に國民政府の收入中に重要な地位を占めてゐるか云ふことは、右の計數を一見して明瞭である。民國二十年度を轉機として、國民政府の收入中關稅の占める割合は漸次低下の傾向を示してゐるとは云へ、民國廿五年度豫算においても尙ほそれは四〇%を超え、關稅收入が國民政府にとつてその權力の物的基礎として極めて重要な地位にあることは明らかである。若しそれ民國十七年度より廿二年度に到る間の收支實績に就いて見るならば、關稅收入は國民政府收入總額の常に五〇%以上を占めてゐるのである。

關稅收入は國民政府にとつて實にかくの如く重要な收入部分をなしてゐるのであるが、國民政府は一體如何にしてかゝる重要な物的基礎を確保するに到つたか。右の計數に示された如き國民政府樹立當初以來の關稅收入額の著しき増大は何によつて齎されたか。思ふにそれは第一には、國民黨・國民軍が廣東及び武漢より進んで南京及び上海を自己の掌中に收めた後、更に所謂北伐行動によつて北支及び滿蒙にその勢力を擴げ、對外貿易の中心地たる諸方の開港市を總て自己の支配下に置き、これによつて關稅徵收機關を確保することができたことに依る。即ちそれは國民黨の指導による支那の國民的統一運動の進展、國民政府の統治地域の擴大の結果であり、従つて國民政府の統治權力の發展を表示するものである。而してかくの如き過程は、諸開港市の國民政府の統治下への歸屬と云ふ限りにおいては、既にその南京に確立された當初一ヶ年の後に大體完了したところである。

國民政府關稅收入増大の第二の要因たるものは、支那の關稅自主權の確立である。國民黨政權は、既にその廣東時代において、列國の承認を待たずして、古き協定稅率による關稅以外に從價二%半の附加稅を徵收したが、同様にして南京奠都後は上海においてもこれを實行した。次いでまた國內統一の完成に近づくや、再び列國の承認を待たずして、關稅自主權の完全なる回收を宣言した。その完全な實現のためには尙ほ外交上の曲折を経なければならなかつたが、國民政府は當時列強殊に日英米三ヶ國の利害關係の對立を巧みに利用して、まづ一九二八年七月にはアメリカ合衆國の承認を得、次いで順次列國の承認を得て、最後に一九三〇年五月には日本の承認をも得、こゝに支那の關稅自主權は

完全に確立した。尤も列國との關稅に關する協定には種々なる條件が附帶してゐたとは云へ、以上の成果は支那の對外的勢力の一步伸張したことを意味し、その代表者たる國民政府の政治權力の發展を表現するものであつた。而して關稅自主權の確立の直接の結果として、直ちに關稅率の著しい引上げが行はれたことは云ふまでもない。

この間なほ財政技術上には幾多の變遷が示されてゐるのではあるが、國民政府樹立以降の關稅收入額が極めて著しい増大を示した主要な原因が結局右に記した二點に要約され、且つそれが國民政府の政治權力の對内的及び對外的擴大を表現するものであることは既に明らかである。しかし國民政府が達成した以上の關稅政策の實現の意義に就いては、なほ考ふべき點が少くない。即ち我々はまづ第一に、關稅自主權の確立が國內關稅の撤廢を條件として爲されたことに注意しなければならぬ。國內關稅の存在が國內市場の統一に對する最も有力な障害たることは云ふまでもない。従つてこれが撤廢は勿論國內市場の統一のための最も有力な手段となる。既に大戰時より發達の跡極めて著しきものあつた支那土着資本にとつては、國內關稅の存在はその一層の發展に對する大きな障害であつた。従つて國民政府が採つたこの方策は、支那土着資本にとつて最も歡迎に値するところの政策であつたことは明らかである。こゝに我々は國民政府の權力の社會的基礎が何處にあつたか、その權力の性質の一端を見ることが出来る。しかし單にそれのみではない。國內關稅の撤廢を條件とする關稅自主權の確立は、從來各地方政權の手に歸してゐた外國品に對する國內關稅を一般關稅の一の附加分として國民政府の手中に直接に收める結果となるのである。それは國民政府が土着資本の要求に對して奉仕した代償であつた。

次に、我々の注意に上ることは、關稅自主權確立の結果として齎らされた關稅率の大巾引上げの意義である。國民政府が關稅率の著しい引上げを實行したのは、直接には財政收入の増大を必要とし、これを指して行つたことであつたかも知れないが、一度設定された高率の關稅は、特にそれが支那においては全く生産されず、また生産され得ない種類の商品に對するものでない限り、國內産業を保護するの機能を演ずることは明らかである。殊に現實には支那に輸入される商品の大部分は決して支那において生産されることの全く不可能な種類の商品ではなく、また輸入商品の主要なるものは工業製品であつたのである。従つて新たな關稅率の設定は現實においても亦た支那の工業、就中開港都市における近代的工業に對する保護となり、従つて資本の保護となつたのである。たゞ、治外法權の存在の下における關稅の引上げは、外國商品の輸入に代ふるに外國資本の輸入を以てする可能性を存しまた民國廿一年以降の世界恐慌の影響による支那經濟の停滯や滿洲事變以來の日本に對する關係の惡化等によつて、國民政府の土着資本に對する保護政策の成果には見るべき著しきものがないやうではあるが、しかも國民政府の關稅政策の一重點がこの土着資本に對する保護に置かれてゐることに就い

ては、何ら否定の餘地はなく、こゝにおいてもまた國民政府の權力の社會的基礎の所在は明白である。

かくて以上の如き過程の中に、以上の如き社會的意義を以て支那の現行關稅制度は確立され、國民政府はその財政收入の過半を關稅收入に依據することゝなつたのであるが、ほとゞ民國二十年度まで年著しき増加を示し來つた關稅收入額が、同年度以降停滯的となり、更に最近に到つては減少の傾向をさへ示してゐることは、さきに掲げた計數がこれを示してゐるところである。その原因に就いては既に明瞭であり、特に詳しく論ずるの要はないが、主たる原因は、民國二十年度以降の國內經濟の不振による商品輸入の減退、滿洲・上海兩事變以降の國民政府統治地域の削減である。特に前者の條件が如何なる方向に發展して行くかと云ふことは、今こゝに豫斷を許されないが、少くとも前掲民國廿五年度の豫算に現はれた國民政府の關稅收入額並びにその收入總額中に占める割合を示した計數を前各年度の計數と比較するならば、上述の條件の下に財政收入としての關稅收入の意義が低下したことは明らかである。加ふるに昨年十一月に於ける北支那冀東政權の獨立は、國民政府の關稅領域の削減を來してゐる事情を考慮に入れれば、國民政府の收入構成の上には一つの新たななる變化が豫想されるやうである。

第二 鹽 稅

鹽稅は國民政府の收入の中において關稅に次ぐ重要な項目であり、各種の國內消費稅中においては第一に位する收入項目である。國民政府の手に歸したその年々の收入額並びにこれが國民政府の收入總額に對して占める割合（百分率）は左の如くである。

民國十六年度	二〇、七七七、三〇七・三一	二七・九%
" 十七年度	二九、五四二、四二一・四六	一〇・九
" 十八年度	一二二、一四六、一七〇・六七	二五・二
" 十九年度	一五〇、四八四、〇八六・七二	二六・八
" 二十年度	一四四、二二二、七一六・二四	二二・八
" 廿一年度	一五八、〇七三、五六五・五四	二五・七
" 廿二年度	一七七、三七五、二七三・五七	二五・七
" 決算	一七四、四一四、二三〇・五五	二四・一
" 廿三年度	一九〇、三五三、八五一・〇〇	二四・〇
" 廿四年度	一八四、二一九、〇四四・〇〇	二三・四
" 廿五年度	一八九、一八七、二二五・〇〇	二四・六

こゝに記された如く、鹽稅が年收一億元を超える國民政府の有力な財源となつたのは民國十八年度

以降のことである。民國十七年度から十八年度に到る右の飛躍的な増大は何によるものであつたか。支那の鹽稅徵收機關は國民政府の樹立當初にあつては、殆んど完全に外國人の支配下にあつた。列國は支那に對する借款の回収を確保するために、鹽稅機關の實權を掌握し、年々借款に對する一定の回收額を直接的自己の手に收めた後、その餘剰を支那政府に提供するのであつた。従つて支那政府は鹽稅の徵收に關してはその爲し得るところは極めて著しく制限されてゐた。しかるに國民黨は早くよりこれが回収を自己の政策の中に掲げ、國民政府が樹立されるや直ちにその實現を圖つた。而して幾多の曲折を経た後、一九二九年に到つては、完全に全國の鹽稅徵收機關の實權を掌中に收めるに到つた。尤も鹽稅の一大部分はなほ依然として外債の擔保とはされてゐるが、かくしてその地方附加稅以外は一切一應は國民政府の独自の收入に歸することゝなつたのである。これによつて民國十八年度以降の歲計面においては、鹽稅は國民政府の極めて有力な收入項目たることを明らかにした。

鹽稅徵收に關する財政上の技術に就いてはその後なほ多くの變革が行はれたが、とにかく右の根本的な改革の結果、國民政府の鹽稅收入額は、年により若干の變動はあるが、年々緩慢ながら増加の傾向を來し、その國民政府の收入總額に對して占める割合も亦た常に二〇%を下らず、決定的に重要な租稅項目たることは、曩きに掲げた計數の示すところである。しかしながら、なほ我々の注意すべきことは、鹽稅は支那においては最も古き租稅の一つなのであるが、新たに興起した國民政府がこの古き租稅を再びとり上げて、こゝに自己の權力の有力な物的基礎を見出したと云ふことである。云ふまでもなく鹽は最も大衆的な消費品であり、貧しき者ほど多量の鹽を消費すると云ふ命題さへ一般に承認されてゐるのである。従つて鹽の消費に對する課稅は總ての國民に對する課稅であり、貧困な者に對するほどその負擔は苛重である。それ故に鹽稅の殆んど大部分は支那の國民の大部分を構成する農民（及び都市勞働者）の負擔するところであると云つても、誤りではない。國民政府がその收入の主要なる源泉の一つを鹽の消費に求めたと云ふことは、この意味においてそれ自體既に重要な事柄であるが、かくて政府の手に歸した收入部分として、それが經費の形の中にやがて如何なる目的に費消されるかと云ふこと、對比する時、それは更に重要な意義を有して來る。こゝにもまた國民政府の權力の性質はその一端を現はしてゐるのである。

第三 統稅

統稅は、國民政府の租稅中關稅及び鹽稅に次いで多額の收入を齎すところの稅目である。これが統稅なる項目の下に國民政府の歲入面に掲げられたのは民國十九年度以降のことであるが、その主要部分を占める捲菸稅（卷煙草稅）は既に南京に國民政府が設立された當初の年において創設され、次いで民國十七年度以降には小麥粉稅が設けられた。民國十九年度に到つては、この兩消費稅に加ふるに

新たに綿絲・燐寸及びセメントの三商品に消費税が賦課されることとなり、こゝに右五商品に對する総合的な消費税を一括して、統税と稱するに到つたのである。今これら諸税の収入額並びにそれが國民政府の収入總額中に占める割合（百分率）を記せば、左の如くである。

民國十六年度	六、二三八、二二六・三二二	八・四%
" 十七年度	二九、七二九、二五九・三一	一〇・九
" 十八年度	四〇、四九〇、七六七・一〇	八・四
" 十九年度	五三、三三〇、七〇五・四六	九・五
" 二十年度	八八、六八一、七九八・三八	一四・〇
" 廿一年度	七九、五九六、九九九・四〇	一三・〇
" 廿二年度	一〇四、九七七、九六四・七九	一五・二
" 決算	九八、八七〇、九二六・二二	一三・七
" 廿三年度	一一六、九五九、六七九・〇〇	一四・八
" 廿四年度	一一三、二九八、一七七・〇〇	一四・四
" 廿五年度	一三二、七九六、一一七・〇〇	一七・三

備考 南京國民政府樹立當初一ケ年の數字は捲菸特税と捲菸統税との合計額、民國十七年度の數字は捲菸及び煤油税と小麥粉税との合計額、十八年度の數字は捲菸税と小麥粉税との合計額であり、十九年度以降の數字は統税と明記されてゐるものゝ總てである。

統税収入が國民政府の収入總額に對して占める割合は、關税及び鹽税収入に比すれば、遙かに少い。しかしながら最近の計數においては、二三乃至一七%を占め、國民政府の重要な収入源をなしてゐる。統税は本來、國內關税の撤廢に際して、國內關税に代るものとして設定された税目である。國內關税撤廢の歴史的社會的意義に就いては既にこれを述べた。國民政府は技術的には幾多の曲折を経てあるが、舊來の各個別々の地方的國內關税を撤去し、一方ではそれを條件として關税自主權の確立を策して關税率の引上げを行ふと、もに、國內關税に代るべき全國統一的な消費税を設定して、それによる収入を自己の手中に收めた。この間地租の一切を地方政府に移讓したとは云へ、しかも右の如き税制の改革を通じて、租税に對する高權を中央の手に收め、同時に中央の租税収入を確保することに成功した。それは租税制度の近代化であるとも、國民政府の權力の性質を示し、また支那社會經濟の發展に相應するものであつた。

而してこゝで我々にとつて極めて興味あることは、新たに設定された統税が特に卷煙草・小麥粉・綿絲・燐寸及びセメントの五商品を課税の對象としたことである。これらの五商品は、支那にあつても既に著しき程度において、資本家的企業近代工場生産物なのである。そのことは租税の徴收を容易にする。だが必要なことはそれのみではない。これらの近代的商品の多くは、國民政府が設けた高き關税障壁によつて、外國商品の競争から保護されてゐるのである。かゝる事情の下にあつては、消費

税は一般に生産者ではなく、消費者の負擔に歸さなければならぬ。勿論價格の高騰によつて需要が減退し、逆に價格の低下を來すと云ふ限りでは、生産者もまた課税に對する負擔を被るが、しかし統税の課税對象が主として生活必需品であることを考へなければならぬ。従つてこの場合、政府は生産者の利益を害することなくして、租税收入を擧げ得るものと見なければならぬ。國民政府が好んでこゝにその權力の有力なる物的基礎を求めた所以は察知するに難くない。なほ最後に我々は統税の課税對象たる諸商品の生産には、支那國內においても土着資本の他に外國資本の參加が著しいことを注意して置かう。國民政府が設けた高き關稅障壁が外國商品の輸入の代りに外國資本の輸入を齎す可能性に就いては、既に一言觸れて置いた。事實それは實現されてゐるところである。國內における外國資本との競争に對しては、統税の賦課も亦た特に土着資本のみを保護する機能を演じてはゐない。兩者の生産物は共に同率の消費税を賦課され、その限りにおいては同一の條件の下に競争せしめられる。頭初一方的な通告を以てなされた關稅自主權の設定が、容易に列國の承認を得ることができた理由を見ることが出来る。また同時に國民政府の權力の弱點が何處にあるかを知ることが出来る。

第四 菸酒税

菸酒税即ち土産の煙草及び酒に對する消費税は支那においては古き租税であり、今日國民政府の各種租税の中、收入額において統税に次ぐものであつて、國民政府樹立以來その徵税方法に多くの改革を見、その收入額も漸次増大したが、それが國民政府の收入總額中に占める割合は極めて少い。我々はたゞ左に、年々のその收入額とこれが國民政府の收入總額の中に占める割合を記してをくに止めよう。

民國十六年度	二、八六二、九二九・四四元	三・八%
" 十七年度	三、五四九、三八〇・四一	一・三
" 十八年度	六、八三〇、九九五・四八	一・四
" 十九年度	八、六一七、一二七・四八	一・五
" 二十年度	七、六二五、七八五・五一	一・二
" 廿一年度	九、五〇六、九八八・六九	一・六
" 廿二年度	一三、〇七三、五八四・七九	一・八
" 決算	一一、三三二、三九四・二五	一・七
" 廿三年度	一一、一〇四、八七三・〇〇	一一・九
" 廿四年度	一一、三四九、一八六・〇〇	一一・八
" 廿五年度	一六、九八七、三九五・〇〇	一一・二

以上我々は國民政府の收入項目の中で最も主要なる關稅及び三種の國內消費税に就いて考察した。

これら總て、四種の税目が國民政府の年々の收入總額中に占める割合は、國民政府が南京に樹立された當初一ケ年から民國廿二年度に到る間の各年度收支實績報告においては、民國十六年は五九・七%、十七年度は八九・〇%、十八年度は九一・九%、十九年度は九三・五%、二十年度は九六・四%、廿一年度は九三・三%、廿二年度は九三・八%である。また民國廿二年度の決算額においては、それは八六・二%であり、廿三年度より廿五年度に到る三年度の豫算額においては、それ〴〵九〇・〇%、八四・〇%及び八五・五%である。最初の一ケ年度を除けば、實に關稅と國內消費稅とは國民政府の收入總額の殆んど大部分を占めてゐるのである。中央政府の租稅が全く間接稅のみを以て成つてゐる事例はドイツに見られたことであり、アメリカ合衆國においてもその大部分は間接稅より成つてゐるのであつて、このこと自體は何ら奇異とするには値しないが、しかし極めて高度な資本主義的發展を示してゐるドイツやアメリカ合衆國とはその經濟的發展の度を著しく異にしてゐる支那において、國民政府がその收入の壓倒的部分を關稅及び國內消費稅に求めてゐることの中にはなほ注意すべきものがあるやうである。

國民政府の收入の主要部分が消費稅收入であると云ふことが、支那における商品經濟と外國貿易の發展を前提としてゐることは云ふまでもない。しかし商品經濟及び外國貿易の發展は必ずしも國民政府をしてその收入の主要部分を消費稅收入に求めしめるべき必然性を與へるものではない。國民政府が何故にその權力の主要なる物的基礎を消費稅收入に求めたかと云ふことは、國民政府が前代から繼承したところの租稅制度、徵稅技術上の問題、中央權力と地方權力との相關々係等幾多の要因によつて決定されたところであるが、その最大の要因は寧ろ消費稅自體の性質と國民政府の權力の性質との中に求められる。關稅や統稅に關する租稅制度の確立が如何に支那において新たに興起した資本の要求、資本の利益に沿つて行はれたかと云ふことは既に見たところである。かくして關稅及び統稅收入は國民政府の有力な收入部分となつたのであるが、更に鹽稅や菸酒稅をもこれに加へて、總ての消費稅を綜合して見るに、その共通の特徴たるところは總て租稅の負擔者が消費者大衆であり、一切が鹽稅の如く最も廣汎にわたる大衆課稅ではないとしても、しかも課稅の對象が主として生活必需品である限りは、これら商品の主要消費者たる農民や労働者の負擔に歸し、特に資本や資本の子たる餘剩價值部分の收得者の負擔は相對的には極めて小部分に過ぎないと云ふことである。この意味において消費稅をその支柱とする國民政府の租稅制度は、消極的にはあるかも知れないが、資本及び資本家の利益に相應する。かくて廣汎なる國民大衆の負擔において國民政府の手中に集積された貨幣額が、國民政府の經費として、何人の利益のために支出されてゐるか云ふことを考へ合はすならば、消費稅を支柱とする國民政府の租稅制度の意義は明瞭であらう。一言を以て盡せば、それは所謂資本の本源の蓄積の有力なる槓杆であるのである。なほそれは租稅制度を補完するところの公債制度を見ることによ

つて一層明らかにされるであらうが、かゝる本源的蓄積過程の促進者たることは國民政府の最も主要なるレゾネーターの二であつたやうである。(註)これによつて國民政府が何故に消費税をその租税制度の樞軸に置いたか、またそのことが如何なる意義を有するかと云ふことは略々明らかにされたであらう。

註 明治維新當初の日本においては、地租が政府の収入の大部分を占め、地租を樞軸とする租税制度が本源的蓄積の最も有力な積料として機能してゐた。國民政府は早くより地租は地方政府に移譲して、中央財政は主として關税と國內消費税とに據るの方針をたて、これを實現した。地租は直接税であり、消費税は間接税であつて、これは奇妙な對照であるやうに見える。しかし租税の社會的・經濟的な意義は、それが直接税であるか、間接税であるかと云ふことに依つて直ちに決定されるものではない。それは寧ろ與へられた社會の發展段階と租税制度の具體的内容とによつて論斷されるべきものである。今こゝに詳論する餘地はないが、十九世紀中葉の日本と今日の支那とは共に資本主義的發展の初期にあると云ふ點では一致してゐるが、しかしそれにもかゝらずこの兩者においては、封建的諸關係の崩壊と資本主義的諸關係の發達の程度及び形態において、全く隔段の相違があり、且つ兩者を取巻く國際的な立場も全然異つてゐる。これらの複雑なる差異が、一方では明治政府をして地租にその収入の支柱を求めしめ、他方では國民政府をして消費税にその収入を求めしめてゐるのである。問題は財政學の教科書が云ふところの直接税と間接税の相違にあるのではなく、與へられた事情の下において何人が租税の主要な負擔者であるかと云ふことである。それに對する解答は既に明らかである。我々は間接税たる消費税を中心とする國民政府の租税制度の社會經濟的意義を、直接税たる地租を樞軸とする明治政府の租税制度の客觀的な意義と甚だしく相似したものであると見ても、誤ではないと考へる。

國民政府の財政収入の大部分を占める消費税に就いては以上の如くである。國民政府の財政諸報告の歳入面にはなほ種々なる収入項目が擧げられてゐるが、それ等を合算するも、これが國民政府の收入總額に對する割合は極めて少い。即ち關税・鹽稅・統稅及び菸酒稅を除いた殘餘の收入額が國民政府の收入總額中に占める割合は、南京國民政府樹立當初の年から民國廿二年度に到る各年度收支實績報告においては、民國十六年度は四〇・三%、十七年度は一一・〇%、十八年度は八・一%、十九年度は六・五%、二十年度は三・六%、廿一年度は六・七%、廿二年度は六・二%である。また民國廿二年度決算額では二三・八%であり、民國廿三年度より廿五年度に到る三ヶ年度の豫算額では、それぞれ一〇・〇%、一六・〇%及び一四・五%である。國民政府成立當初尙ほ財政改革の行はれなかつた一ヶ年を除けば、この計數は、少きは僅かに三・六%、多きも一六・〇%に過ぎなかつたわけである。

而して少額ではあるが、今これ等の收入額の内容を檢討してみると、その主要なる項目は、租税では印花稅・銀行稅・交易所稅・鑛稅及び所得稅、租税と同性質の項目では行政收入及び協款、最後に官産及び官業收入であり、尙ほ他に雜收入の一項目が見られる。

印花税とは印紙收入であり、國民政府が前代から繼承した税目の一つであつて、その年々の收入額は左の如くである。

民國十六年度	一、一三八、六〇一・七三元
十七年度	三、〇三四、三四二・九六
十八年度	五、四二六、八四四・四〇
十九年度	六、一一一、一一四・八〇
二十年度	四、七九八、九五〇・八四
廿一年度	五、一一八、五八〇・五〇
廿二年度	八、三七八、九一一・八二
決算	八、一八二、八六四・五八
廿三年度	一二、八八四、二八六・〇〇
廿四年度	一二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
廿五年度	一一、三〇〇、〇〇〇・〇〇

銀行税とは正確には銀行發行税であり、民國廿一年度に始めて設けられたものであつてその收入額は左の如くである。

民國廿一年度	三、〇八五、五六二・四三元
廿二年度	一、五二六、九四〇・七九元
決算	一、五二六、九四〇・七九
廿三年度	一、六〇〇、〇〇〇・〇〇
廿四年度	一、六〇〇、〇〇〇・〇〇
廿五年度	一、六〇〇、〇〇〇・〇〇

交易所税は即ち取引所税であり、民國廿二年度において新たに設定されたものであつて、その收入額は左の如くである。

民國廿二年度	二五、二〇〇・〇〇元
決算	三、〇六三・四五
廿三年度	一〇〇、〇〇〇・〇〇
廿四年度	一、九五〇、〇〇〇・〇〇
廿五年度	一、三五〇、〇〇〇・〇〇

鑛税は即ち鑛業税であり、國民政府はこれを前代から繼承したのであるが、民國十八年度以降その收入は國民政府の歳計面から抹消されてゐたところ、民國廿二年度に到つて再び新たな方法を以て設定されるに到つたものである。その收入額は左の如くである。

民國十六年度	二二、八六一・三四元
--------	------------

"	十七年度	九〇、一八二・一九元
"	廿二年度	一、六一九、九五八・九三
"	決算	二、四六五、八一四・〇五
"	廿三年度	二、七二四、九七九・〇〇
"	廿四年度	三、八七三、一二四・〇〇
"	廿五年度	三、六三一、八六二・〇〇

所得税は極めて最近に到つて始めて設定された税目であり、その課税徴收方法の如きも漸く決定されたばかりである。民國廿四年度及び廿五年度の豫算においては、それ〴〵、五百萬元の収入が計上されてゐるが、その収入の実績は未だ何らの報告も提出されてはゐない。

以上は消費税以外の租税項目に就いて若干の注意を與へたが、これらの各々が國民政府の財政収入に寄與してゐるところは極めて少い。しかし民國二十年度までにおいては、國民政府の租税は關稅と國內消費税の他に僅かに印花税のあるのみであつたに對して、以後順次に銀行税・交易所税・鑛税及び所得税の如き近代的な租税項目が設定されて來たことは、國民政府の租税制度が漸く新らしき變化を示さんとするの徴候として注意せらるべきことである。

行政収入は各種の手數料等を含み、國家の權力の活動によつてその徴收が確保されると云ふ意味において、租税と性質を同じくする。國民政府の行政収入額がその歳計面に明瞭に示されてゐるのは民國廿二年度の收支実績報告以後である。それ以前においては、行政収入は歳入面における雜收入の項に含まれるか、或は歳出面における内政經費の控除額として示されてゐた。今これが明示されたものゝみに就いて、その年々の収入額を示せば左の如くである。

民國	廿二年度	三、一八六、九七二・二五元
"	決算	八、〇二九、五七〇・二三
"	廿三年度	一一、五一七、〇八六・〇〇
"	廿四年度	一〇、九三一、九八九・〇〇
"	廿五年度	一〇、九〇一、二三二・〇〇

協款とは地方政府から國民政府への上納金であり、地方政府はその収入を主として地方税に仰いでゐるのであるから、その源泉はやはり租税収入である。協款の制度はもと前代の解款の制度を繼承したものであつて、實質的には前代の遺制である。清朝時代はもとより、その後の北京政府時代にあつても、租税の徴收には主として地方政府がこれに當り、各地方において徴收した中から地方の經費所要額を差引いた殘餘が中央に轉送され、これが中央政府の収入の主要部分をなしたのであつた。しかるに國民政府はその成立の直後において、舊來の租税制度に著しき變革を加へ、租税制度に關する限

り著しい程度に中央集権の實をあげた。即ち必要なる租税徴收機關を完全に手中に收め、収入の殆んど總てを直接に自ら徴收し、その手許に集中したのみならず、地方政府の収入の不足に對しては、年々中央の収入を割いて、これを地方に交付したのである。そのことは我々が既に經費の項において、補助費に就いて述べたところによつて明らかである。しかしながら國民政府は他方において、地方政府の収入に餘裕のあるところに對しては、中央へこれを上納せしめることとし、それは協款の項目の下に國民政府の歳入面に加へられて來たのである。

協款額はさして大きな額には上らず、それが國民政府の収入總額に對する割合もまた殆んど問題にならないのみではなく、國民政府が地方政府に交付する補助費に對しても到底比較にはならない。國民政府樹立以來の協款額は左の如くである。

民國十六年度	一〇、三九〇、〇七五・三七元
" 十七年度	一四、五四三、八一九・二三
" 十八年度	一一、三八四、七八二・〇七
" 十九年度	三、五四七、九〇六・六二
" 二十年度	一七四、五七一・〇〇
" 廿一年度	五、一七四、六三二・七一

" 廿二年度	二五二、八八八・八七元
" 廿三年度	六五九、五五一・一二
" 廿四年度	六、五八八、〇〇〇・〇〇
" 廿五年度	三、七六八、〇〇〇・〇〇
" 廿五年度	三、一九八、〇〇〇・〇〇

決算

國民政府の財政収入の大宗たる租税収入に就いては大體以上の如くである。我々は轉じて、租税及び租税類似の収入とは性質を異にするところの國民政府の他の収入項目、即ち國有財産収入と官業収入とに就いて簡単に考察しよう。

國有財産収入として、國民政府の財政報告に掲記された計數は左の如く、その額はさして大きくはなく、國民政府の収入の源泉としても特に云ふに足るものではない。即ち、

民國十六年度	五七七、六三三・八九元
" 廿二年度	二、五四一、二九一・八〇
" 廿三年度	一、二六四、五三三・五二
" 廿四年度	五、五四四、八七八・〇〇
" 廿五年度	八、八四六、八五〇・〇〇
" 廿五年度	五、七九一、七六七・〇〇

決算

官業収入としては、國有及び半國有銀行の政府持株に對する配當と國有鐵道の收益とが最も主要なものである。今國民政府の財政諸報告に官業収入として明記された計數によつて、兩者の合計額を求め、それが國民政府の収入總額中に占める割合を併せて記せば左の如くである。

民國十八年度	五六六、五九八・三五元	〇・一%
" 十九年度	一、一六〇、〇〇〇・〇〇	〇・二
" 二十年度	二、一二七、五五三・四五	〇・三
" 二十一年度	二二、六五九、九九五・〇八	三・七
" 二十二年度	二〇、一九〇、八八二・二九	二・九
" 二十三年度	二九、六五三、六二七・〇〇	三・七
" 二十四年度	六一、一二三、八七三・〇〇	七・八
" 二十五年度	六二、五九九、一一四・〇〇	八・二

備考 民國廿二年度決算報告の記載方法は他の諸年度の收支實績報告及び豫算面のそれとは異り、且つ數字の内容にも明瞭を缺く點があるので、他の諸年度の數字とはそのまゝ比較できないために、これを省略することとした。

右の計數より見れば、官業収入の額は年々増加の傾向を示し、就中華民國二十年度から廿一年度へかけてまた廿三年度から廿四年度にかけての増大は眞に飛躍的であり、それと共に官業収入が國民政府の収入總額中に占める割合もまた著しき増大を示し、民國二十年度までは一%にも充たざりしものが、二十四・二十五兩年度の豫算額においては約八%を占め、官業収入が財政收入中に占める地位は既に看過し得ない程度に達してゐるのである。而して更に右に掲げた官業収入を、銀行収入と鐵道収入とに分つて見るに、まづ國有及び半國有銀行に對する政府の投資収益は左の如くである。

民國十八年度	五六六、五九八・三五元
" 十九年度	一、一六〇、〇〇〇・〇〇
" 二十年度	一、六一〇、六〇〇・〇〇
" 二十一年度	二、四一〇、〇〇〇・〇〇
" 二十二年度	二、四五二、四四六・七九
" 二十三年度	八、三四九、五六七・〇〇
" 二十四年度	四〇、二六八、八五一・〇〇
" 二十五年度	四一、三九七、五八三・〇〇

備考 民國廿二年度までの計數は銀行収入として明記されてあるものを採つた。廿三年度以後の豫算額では國有營業收益として掲げられた項目が銀行収入に該當するのでその計數を採つて記した。

右の計數において、最近の豫算額における異常なる増大が特に注意を惹くであらう。國民政府は從來中央銀行をその手によつて經營し、中國及び交通の兩行の株式の一部を所有して、その配當を受取

り、これが政府の銀行収入をなしてゐたのであるが、一九三五年以來中國銀行及び交通銀行の政府持株を増加し、或は官營の中國農民銀行を設立し、更に同年秋には貨幣制度の全國的統一、貨幣高權の政府の手中への掌握のために幣制改革を行ひ、紙幣發行權をまづ政府系三行に制限し、更に二ヶ年内に中央銀行を中央準備銀行に改組し、唯一の發券銀行とすることとし、爾來その方策を實現しつつあるのである。これによつて政府系銀行の支那金融界における支配的地位は次第に確保され來つたとともに、政府の銀行投資から得らるべき収入も、また急激に増加することを豫想されるに到つたのである。

他方國民政府の官業収入の中、鐵道収入額は左の如くである。

民國二十年	五、一六、九五三・四五元
二十一年	二〇、二四九、九九五・〇八
二十二年	一七、七三八、四三五・五〇
二十三年	二一、三〇四、〇六〇・〇〇
二十四年	二〇、八五五、〇二二・〇〇
二十五年	二一、二〇一、五三一・〇〇

備考 民國二十年度及び廿一年度の數字は收支實績報告に國有鐵道収入と記されてゐるものを探り、民國廿二年度以降の數字は收支實績報告または豫算面に國有企業収入として掲記されてゐるものを探つた。後者は鐵

道収入のみを包含してゐるものではないが、しかしその殆んど全部が鐵道収入である。

鐵道収入は民國廿一年度以降においては、特に著しい變化を示してゐない。それは營業の規模においても、營業の状態においても、この間特に著しい變化を見なかつたからである。

以上國民政府の官業収入の中、銀行収入と鐵道収入の兩者を比較するならば、我々は、民國廿一年度より廿三年度に到る三ヶ年度においては、官業収入の大部分が鐵道収入であつたこと、民國廿四、廿五兩年度においては銀行収入の飛躍的な増大によつて、官業収入の約三分の二は銀行収入、他の約三分の一が鐵道収入となつてゐることを見る。而して官業収入の國民政府の財政収入の構成における地位の變化が、主としてその銀行収入の増大にあることを知る。ところで我々は今、支那の官業自體を考察してゐるのではなく、たゞ官業収入を國民政府の財政収入の一構成成分として考察してゐるのであるから、最近における國民政府の官業収入の増大の背後にある國民政府の貨幣制度及び金融機構の變革に就いて詳論する必要はないであらうが、それが國內市場の內面的統一を強化する手段であると共にまた本源的蓄積の有力な槓杆でもあり、同時に國民政府の權力の擴大強化に資すべき性質のものであることは注意して置いてよいであらう。換言すればそれが窮極において支那における資本主義の發達、資本自體の發展の方面においてなされ、國民政府の資本に對する支配を強化すると共に、また國民政府が益々その存立を資本に依據して行くの傾向を強めることが注意されるべきであらう。

第三章 國民政府の公債

租税及び官産官業収入が國民政府の年々の所要經費を賄ふに足りないことは既に指摘した。この不足額の主要部分は、國民政府はこれを公債金及び借上金を以て補ひ、また時にその一小部分は、これを國有銀行からの一時的な當座借越によつて補足してゐる。當座借越に就いては特に問題とする餘地なく、従つてこゝには國民政府の公債及び借上金に就いて考察を試みることにする。

まづ國民政府が南京に樹立されてより最近に到るまでの年々の公債及び借上金額並びにこれが國民政府の年々の經費總額に對する割合を示せば左の如くである。

民國十六年度	七三、三八六、七九三・三〇元	四九・六%
十七年度	九六、六三二、五九六・四四	二六・五
十八年度	九五、六一八、四八八・二八	一六・四
十九年度	二二五、六八〇、〇〇六・六二	二九・〇
二十年度	一二八、五八二、一二六・二五	一六・九
廿一年度	一一三、九五九、一九四・二六	一六・一

廿二年度	一七九、九五九、三三二・一六元	一一・一%
〃	一四三、五〇二、四八二・一四	一七・六
〃	一二六、〇〇七、一七四・〇〇	一三・八
廿四年度	一七〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一七・九
廿五年度	一一一、六七六、一一一・〇〇	一一・五

備考 計數の典據は既掲のものと同じである。經費總額に對する右の百分率的割合と既掲收入の經費總額に對する百分率的割合との合計が常に必ずしも一〇〇とならず、僅かな過不足を示してゐるのは、當座借越高の増減を考慮に入れなかつたからである。實際にはこの過不足は當座借越高の増減によつて相殺されてゐるのである。なほ民國廿三年度以降の數字は豫算額であつて、公債金と借上金とが如何なる割合になつてゐるかは不明である。それ以前の數字は右二項目の合計額である。

右の計數によれば、南京國民政府樹立當初の一ケ年においては、國民政府は所要經費の殆んど半ばを公債及び借上金に依つてゐたのである。以後は租税制度の確立によつて、公債及び借上金の割合は減退はしたが、なほ少きも一三・八%、多きは二九・〇%を示してゐる。この割合は決して小さいと言ふことはできない。しかしこゝで重要なことは寧ろこれら公債及び借上金の條件にあると考へられる。そこで我々は公債と借上金との兩者に就いて、これを考察しよう。なほ以下の行論に就いては本稿末の諸附表を参照され度。

第一 公債

こゝで我々が公債と云ふのは、本來の名稱による公債と短期國庫證券たる國庫券とを併せて指すのである。而してまづ第一に注意さるべきことは、國民政府の公債は、清朝及び北京時代の公債と異り、一九三三年の對米棉麥借款を除く他は總て内國債であると云ふことである。このことは支那における土着資本の蓄積の進展と同時に國民政府の土着資本との相互關係の緊密なることを示すものとして、極めて重大な意義を有するのであるが、その點に就いては暫く措き、これによつて我々の考察が主として國民政府の内國債に向けられなければならないことは明瞭であらう。また國民政府がその創立の當初に、北京政府の未償還債務を繼承したことは既に一言觸れたところであるが、我々の當面の考察にとつては、國民政府の起債條件そのものが問題なのであるから、繼承の舊債務は暫く措いて問はずこととする。

そこで我々がこゝに考察せんとする國民政府發行の内國債のみに就いて見るに、國民政府が南京に成立してより昨民國廿四年末に到る間に發行した公債はその數四十四種に上り、その發行額は十七億八千一百萬元に上る。而してその中交通部及び建設委員會發行のもの六種、五千二百萬元を別にすれば、一般會計に屬する財政部所管のものは三十八種、十七億二千九百萬元となる。

ところで今右の公債の起債條件を種々の點に就いて考察するのであるが、こゝで第一に注意されることは、公債の發行額と公債の發行によつて國民政府が受取るところの額との間に極めて大きな差が見出されることである。即ち收支実績が報告されてゐる民國廿二年度までの計數を採つて、國民政府の公債發行額と實收公債金額とを示せば左の如くである。

	公債發行額(百萬元)	公債金實收額(元)
民國十六年度	七〇	六一、三六三、三三一・七一
" 十七年度	一四八	六八、五五四、六〇〇・九九
" 十八年度	一九八	九〇、五一〇、六五六・一三
" 十九年度	一七四	一九二、八一六、四三六・八八
" 二十年度	四一六	一二五、四五五、六九一・三九
" 廿一年度	〇	二六、一九五、五九四・三一
" 廿二年度	一二四	八〇、二二〇、四四四・六二
合 計	一、一三〇	六四五、一一六、七五六・〇二

備考 數字は既掲のものと同様、各年度の財政報告に據る。

これを以て見れば、國民政府成立當初より七ヶ年間に於ける國民政府の公債發行額は十一億三千万元に上るのであるが、これによつて政府が得た公債金額は僅かに六億四千五百餘萬元、即ち發行額の

五七%に過ぎない。言ひ換へれば、國民政府は六億四千五百萬元を得るために、實に十一億三千萬元の債務を負つたわけである。何故にかくの如き關係が生じたか。また殘餘の四億八千五百萬元、即ち發行額の四三%は何人の手に歸したか。

國民政府の公債の發行及び引受に關する業務は、主として政府系三銀行を始めその他有力な銀行及び錢莊が取扱つてゐるところである。かゝる業務に對して、これ等の銀行や錢莊は先づ若干の手續料を受取るであらう。また公債の發行價格は、額面に對して一定の割引を受けてゐることを通例とする。即ち國民政府發行の公債では、十七年金融長期・海河工程短期・十九年關稅・二十年江浙絲業・二十四年金融、二十四年四川善後及び江海關二五附稅等の各公債庫券を除けば、他は總て發行價格は額面よりも低位にある。發行價格が額面の九八%に當るものが最も多數であるが、例へば十七年善後短期は九三乃至九六%、十七年金融短期及び十八賑震災は九二%、廿二年愛國庫券の如きは僅かに九〇%である。従つて大多數の公債發行の場合において、發行額と政府の實際收入との間には、これだけでも二乃至一〇%の開きが生ずるわけである。しかも事實は單にこれのみには止まらない。銀行や錢莊が國民政府の公債を引受けるに際しては、特にその都度一のシンジケートを組織し、包辦と稱してこれを一括して引受け、政府の手續を省く代償として、公債を額面以下なるは勿論發行價格よりも著しき低價を以て手に入れるのである。何故にかゝることが行はれるかと云へば、それは現實には國民政

府は、國庫の不足の際に屢々銀行や錢莊より現銀を借上げ、しかる後、公債又は庫券を發行して右借上銀の代りにこれを銀行及び錢莊に引受けしめるのであつて、この際右前貸期間の利子を控除されるのみならず、國民政府は銀行及び錢莊の要求を可なりの程度に許容せざるを得ず、銀行及び錢莊はこれを利用して屢々當初數ヶ月分の利子を先取りし、また公債庫券の一括引受けによる便宜を名として甚だしい程度に發行價格より割引せしめるのである。我々が見たる如き國民政府の公債發行額と公債による實收額との著しい差異は實にかゝる操作によつて生じたのであり、従つて七年間に四億八千五百萬元に上つたこの差額は、その總てが土着銀錢業者の手にそのまゝ流れ込んだと云つてよいのである。

次に、國民政府發行の公債及び庫券の利子率を見るに、民國二十年以前に發行されたものゝ起債當時の利率は、公債にあつては年利八分を普通とし、十七年金融長期の二分五厘と海河工程短期の月八分とを著しい例外とし、また財政部所管以外のものでは、電氣事業長期の六分と收回粵漢路の二分とがあつた。庫券にあつては月利七分乃至八分を原則とし、しかも月利八分のもの大多數であつた。

年利八分或は月利八分と云ふ公債利率は國民政府にとつては云ふまでもなく極めて不利な條件であり、債務費の負擔を全く耐へ難きものとした。かくて國民政府は民國廿一年當初、滿洲上海兩事變による國難を名として、從來の公債政策に一大變更を加へた。即ちこの改革によつて、國民政府は既發

未償還公債庫券の利率の軽減と償還期限の延長を行つたのであるが、今差當り利率の變更のみに就いて云へば、同年二月以降公債利率は年利六分に、庫券利率は月利五分に改訂したのである。更に詳しく云へば、この時國民政府が北京政府より繼承した整理六厘債票及び七年六厘公債は、當初より年利六分であり、また、十七年金融長期は年利二分五厘であつたので、そのまゝとし、殘餘の整理七厘債票・十四年八厘公債・軍需公債・十七年善後短期・十七年金融短期・十八年賑災・十八年裁兵・十九年關稅・二十年江浙絲業・二十年賑災及び二十年金融短期は、いづれも年利八分であつたのを以後六分に引き下げることとした。たゞ海河工程短期のみは特殊事情によつて舊來のまゝ月利八分に据置かれた。また庫券においては、前政府より繼承せる二四庫券・春節庫券及び治安債券は年利八分より六分に軽減し、他の續發江海關二五附稅・十八年關稅・十八年編遣・十九年捲菸稅・十九年關稅延期・十九年善後短期・二十年捲菸稅・二十年關稅短期・二十年統稅短期及び二十年鹽稅短期は、いづれも月利七分又は八分より一律に月利五分に引き下げられた。既發公債の未償還分に對する利率を右の如く引下げると同時に、國民政府は以後發行の公債利率は年利六分以下に、庫券利率は月利五分に局限することに定め、實際に民國廿二年以降發行の公債庫券の利率はこの範圍に止められた。しかしこの利率さへ今日の列國における公債利率に比すれば、著しく高率であることは云ふまでもない。

右の如く利率が高いと同時に、國民政府發行の公債庫券は、その償還期限が一般に比較的短期なることを特徴とする。尤も公債では十七年金融長期及び收回粵漢路の如き例外はあるが、これさへその償還期限は二十五年を出でない。電氣事業長期及び續發電氣事業の如き十五年期限のものは長期債に屬し、廿二年華北救濟戰區短期の如きは僅か五年半に過ぎず、一般に十年前後を普通とする。庫券にあつてはその償還期限は更に短く、廿二年關稅の十二年半を最も長期とし、五年乃至十年の間を普通とする。國民政府樹立當初の江海關二五附稅・捲菸稅・津海關二五附稅及び續發捲菸稅の如きは、いづれも三年に達しない極めて短期のものであつた。

償還期限の短いことは、利率の高率なることとともに、國民政府にとつては極めて不利な條件であつて、これがために年々の債務費の負擔は著しく過重となる。されば國民政府は、さきに述べた如く、民國廿一年當初の公債制度の改革に當り、公債利率の低減を圖るとともに、同時に償還期限の延長をも行つた。即ち公債に就いては、十七年金融長期及び海河工程短期の三種は従前通りとし、整六・整七兩債票は四年間元金据置き、第五年目より償還することとし、また殘餘の諸公債に就いては廿一年二月以降は従來の規定による年々の償還額のたゞ四割を償還することとして、それに應じて償還期限を延長した。庫券に就いては、二四庫券・治安債券及び春節庫券は償還方法は従前通りであるが、春節及び治安兩券は四年間元金据置き、第五年目より償還することとし、その他各庫券は公債に準じて適宜償還期限を延長することとした。

右の如き公債償還期限の延長策の結果は、同時に行はれた利率軽減の結果と相俟つて、翌年度より國民政府は一ケ年大約一億元の債務費の負擔を軽減されることになつた。しかしながら民國廿二年以降、國民政府が更に多額の公債を新たに發行すると、もに、一時軽減した債務費の負擔は再び増大して、國民政府の財政にとつて耐へ難きものとなつた。こゝにおいて國民政府は民國廿五年二月一日、内國債の償還期限の延長を目的として、我々の耳になほ新しき國債の極めて大規模な借換を遂行した。即ち國民政府は新たに統一公債總額十四億六千萬圓（利率は年六分）を發行して、財政部所管の未償還公債の中、十七年善後短期・十七年金融長期及び海河工程短期の三公債並びに國民政府の北京政府より繼承してなほ未償還の公債中確實擔保なき一四庫券・九年賑災公債・元年整理公債・八年整理公債・九六公債及び秋節庫券の六種を除外した殘餘の三十三種の未償還分全額を借換へたのである。統一公債はその償還期限の長短によつて五種に分たれ、甲種は十二年、乙種は十五年、丙種は十八年、丁種は二十一年、戊種は二十四年をそれぞれ償還期限としてゐる。甲種統一公債（一億五千萬圓）は廿二年愛國・十八年關稅・廿二年華北救濟戰區・十九年關稅・治安及び廿五年短期國庫證の六種公債及び庫券と交換され、それによつて舊債の償還期限の殘餘期間十ヶ月乃至三年のものが十二年に延長された。乙種統一公債（一億五千萬圓）は十九年善後・廿三年關稅・二十年捲菸・廿四年整理四川金融及び粵賠二四の五種庫券と交換され、それによつて舊債の償還期限の殘餘期間三年十ヶ月乃至五年のものが十五年に延長された。丙種統一公債（三億五千萬圓）は十八年編遣・二十年統稅短期・二十年金融短期・二十年鹽稅・二十年關稅短期・二十年江浙絲業・十八年賑災・軍需及び十八年裁兵の九種公債及び庫券と交換され、これによつて舊債の償還期限の殘餘期間五年五ヶ月乃至七年のものが十八年に延長された。丁種統一公債（五億五千萬圓）は十九年關稅・七年六厘・二十年賑災・意庚款憑證及び統稅憑證の八種公債と交換され、これによつて舊債の償還期限の殘餘期間七年十一ヶ月乃至九年十一ヶ月のものが二十一年に延長された。戊種統一公債（二億六千萬圓）は廿二年關稅・廿四年水災工賑・整理七厘・整理六厘及び十五年春節の五種公債及び庫券と交換され、これによつて舊債の償還期限の殘餘期間十年二ヶ月乃至十二年のものが二十四年に延長された。右の如く、この借換によつて國債の償還期限は著しく延長され、従つて國民政府の債務費の負擔もまた月額約五百萬元の軽減を見ることになつた。國民政府發行の公債の償還期限が非常に短期であると云ふ特徴は、こゝにおいて先づ解消されたものとしてよいであらう。

以上において、我々は國民政府の公債發行の主要條件に就いて一應の考察を終つた。しかしなほ二、三の點に就いて注意を拂つて置かなければならない。その第一は、國民政府の公債は、その發行に際して、その擔保を明示してゐると云ふことである。このことは國民政府にとつては、公債を發行し得るために缺くべからざる條件であつた。公債の擔保は海關稅・統稅・鹽稅等の租稅收入及び官業收入



であるが、就中國國民政府の最大の收入財源たる海關稅を以てするものが大部分である。公債の擔保が明示されてゐると云ふことは、公債の所有者が政府の特定の收入部分に對して、公債の償還のために優先的な權利を持つと云ふことである。そして事實、公債所有者のこの優先權を確保するために、國民政府の公債償還に就いては、一の特徴ある組織が設けられてゐるのである。

國民政府は初めて南京に成立した當初民國十六年五月に、軍費補給のために江海關二五附稅收入を償還基金として、江海關二五附稅國庫券三千萬元を發行したが、その際その償還の確實なることを明示してこの國庫券の信用を維持するの必要上、財政部の要人と土着銀錢業者の代表者とを以て『江海關二五附稅國庫券基金保管委員會』を組織して、この償還基金を收入中より區別して保管せしめることとした。次いで十七年四月、捲菸稅收入を擔保として捲菸稅國庫券を發行するに際しても、右統稅收入を分つて『江海關二五附稅國庫券基金保管委員會』に交付して管理せしめた。これより以後國民政府は公債の發行に當つては、常に右の委員會をして償還基金の保管・利拂及び現銀償還の事務に當らしめた。その間例外をなしたのは、軍需公債償還基金を中央銀行に保管せしめ、海河工程及び江浙絲業公債の場合にそれ／＼特設委員會を設けて保管せしめた等、二、三の場合に過ぎない。

而してその後、既に述べた如き民國廿一年二月の公債制度の改革に當つては、前記委員會もまた改組されて、單に『國債基金管理委員會』と稱することになつた。そして同時にその制度も確立され、

海關稅收入の中より毎月八百六十萬元を割いて公債償還基金の基本とし、他に既發公債擔保金に相當する新增關稅・停付賠款・統稅・鹽稅及び印花稅等の收入の一部をこれに加へ、海河工程公債元金及び江浙絲業公債元金以外、總ての公債及び國庫券の償還基金に當てることとし、基金の保管・利拂償還等一切を右委員會をして行はしめることとした。かくして『國債基金管理委員會』は國民政府の財務行政上に於ける極めて重要な一機關として今日に及んでゐるのであるが、それはその前身機關と同様に、國民政府の財政關係要人と銀錢業者の代表者を以て成り、事實上右委員會の存在は公債所有者の公債の償還及び利拂基金の管理に對する直接的參與を示してゐるのである。

以上國民政府發行の公債に就いて主要なる事項を觀察したので、次に我々は以上の結果が示すところの客觀的な意義に就いて考察を進めるべき順序であるが、その前に先づ公債と同様に國民政府の收入を補完する上に重要な役割をなす借上金に就いて簡単に述べて置かう。

第二 借上金

國民政府が主として政府系の諸銀行から借上げるところの借上金は、國庫の一時的な不足を補ふことを目的とするもので、政府が何らかの收入或は公債金を得れば直ちに償濟されるのを通常とする。従つて借上期間は短く、大部分は年度内に借上げたものは年度内に返濟されてゐる。しかし、それに

もかゝはらず國民政府の財政にとつて借上金の有する意義は些少ではない。今試みに收支実績の發表されてゐる民國十七年度より廿二年度に到る間における借上額並に返済額及び年度内借上純額を示せば左の如くである。

民國	借上額	返済額	借上純額
十七年度	一一一、六九五、六六三・七〇	一〇六、五八七、八三一・五五	二八、〇七七、九九五・四五
十八年度	一八五、四五八、一九九・二七	一五二、五九四、六二九・五三	五、一〇七、八三二・一五
十九年度	一〇八、一一一、三三二・五二	一〇四、九八四、八八七・六六	三、一二六、四三四・八六
二十年度	二二五、八二〇、〇三六・五六	一三八、〇五六、四三六・六一	八七、七六三、五九九・九五
廿一年度	三九五、〇九九、一八五・五一	三〇三、六六〇、二九七・九七	九一、四三八、八八七・五四

備考 右の數字は各年度の收支実績報告に據る。この報告によれば、年度内の借上總額から年度内の返済總額を差引いた残りの借上純額が歳入の構成分となつてゐる。従つてその返済は次年度の經費の一部をなし、その債務費の中に含まれてゐるものと考へられる。

右の數字において、年度内に借上げられ又年度内に返済される額が非常に多額に上つてゐることが注意される。このことは、既に記したところの國民政府の經費額や収入額に比較して見れば、一目瞭然たるものである。しかし年度内に返済されず、國民政府の歳入の一構成分として計上された借上純額においても、決して些少であるとは云へない。數字は各年度によつて高低様々であるが、今試みに右六年度分を合計するならば、二四八、三七八、三一九・六九元となる。曩きに掲げた國民政府の公債金收納額に就き、この六年度分の總計を算出すれば、それは五七三、七五三、四二四・三一元となり、この間の借上金總額はこれに對して約四三・三%に當る。これ等の數字によつて國民政府の財政上、借上金の占める地位が決して無視し得ないものであることを察知することは困難ではないであらう。而してこれらの借上金に對して國民政府が支拂ふ利率は月八分を普通とし、屢々月一割に上つてゐるのである。この短期の政府借上金の利率がかくの如く高率であつたことは我々の注意して置かなければならないことである。

我々は以上において、國民政府の公債及び借上金に關する外面的な事情の主要點に就いては、極めて簡單ではあるが、ほゞ一通りこれを指摘したと考へる。ところで一體、國民政府が公債の發行によつて入手せるこの公債金や又更に直接的なこの借上金は一體如何なる性質の貨幣であり、また如何なる作用を演ずるところの貨幣であるか。まづ國民政府の側よりこれを見れば、それは國民政府の權力活動の實現に要するところの經費の一の源泉であり、本來かゝる源泉たるべきところの租税及び官業収入の補完部分たるものである。しかしそれは租税と異り、國家權力の直接的な活動によつて確保せ

られるものではなく、また官業収入と異り、國家資本独自の活動によつて入手されるものでもない。それは國家と貨幣所有者との間における經濟的な取引關係を通じてのみ國家の手に歸することができ、また國家の活動のために支出されることができるのである。しからば國家と貨幣所有者との間のかゝる取引關係、即ち具體的には貨幣の貸借關係は何によつて成立することができるか。云ふまでもなくそれは國家の權力に對する信用である。換言すれば國家がその權力の一定の物的基礎を有すること、國家權力の強さがその一定の物的基礎を確保するに十分なることに對する信用である。更に直接的に表現するならば、それは國家の収入、租稅収入の存在である。即ち租稅収入があればこそ、また國家權力が一定の租稅収入を確保するに足りるだけの強さを有すればこそ、國家に對する貸付は、その元利の返濟の可能性を見出すことができ、國家はかゝる貸付を現實に受けることができるのである。從て、かゝる意味において、公債制度の存在は國家權力の確立を意味し、そして公債發行の條件はかゝる國家權力に對する信用の度、從つて國家權力の強さの指標となすことができる。かくて我々が既に見た如き國民政府成立當初數ヶ年間に於ける公債發行條件の劣悪なこと、即ち發行價格と公債金受入高との間の著しい差額の存在、公債利率の高率にして、その償還期限の短きこと、公債元利償却のための擔保の明示、並びに公債元利償却のための特殊の組織の存在等の事實は、總てこれ國民政府の權力に對する信用の度が厚からざること、云ひ換へれば國民政府の權力の弱さを反映せるものである。而し

て民國廿一年の公債制度の全面的な改革及び民國廿五年の内國債の大規模な借換による公債條件の改善は、同様の意味において、國民政府の權力が強化し來つた事實を反映する。事實これ等の改革による公債條件の著しい改善の跡をよく注意するならば、この間における國民政府の權力の擴大は相當に高く評價されて然るべきものがあらう。

轉じて我々は國民政府の手に入つた公債金や借上金の性質を、これを政府に貸付けた貨幣所有者の側から考察しよう。これ等の貨幣所有者が銀行や錢莊であるにせよ、或は單なる私人であるにせよ、これ等の貨幣は本來潜在的な資本として自ら自己を増殖すべき機會を求めてゐたものである。それは一定の條件の下においては産業資本に轉化することも可能であつたであらうし、また單なる貸付資本として機能することもできたであらう。たゞ最も有利に自己増殖を遂げるべき機會を求めることが問題であつたのみである。しかして國民政府の成立とその公債の發行はかゝる機會の一つをこれらの貨幣に提供したのであつた。從てこれ等の貨幣が國民政府發行の公債に應ずべき條件は、一般的な經濟事情によつて決定されざるを得なかつたことは勿論ではあるが、それと同時に國民政府の權力に對する信用の度はこの間一の重要な要因たらざるを得なかつた。そして實際においては、當初國民政府に對する信用の度は厚からず、その發行公債引受の條件が、國民政府にとつては極めて劣悪、公債引受人にとつては甚だしく有利なものであつたことは既に述べた如くであるが、爾來國民政府はこの不利

なる條件にもかゝらず所定の元利返済を履行し來つて國民政府に對する信用の度は増大したのであるから、當初危険を冒して國民政府の公債に應じた資本家にとつては異常に大きな利得を得ることができたのである。而してかゝる過程を経た後、國民政府に對する信用は増大し、その公債の引受に伴ふ危険も解消するに至つて、既述兩度の改革も可能となり、それと、もに公債の引受條件もまた一般經濟事情によつて規制されるに到つたものと考へられる。

最後に今我々が國民政府と公債所有者との兩側から考察したところを總括するならば、我々は次の如く云ふことができるであらう。公債の發行によつて、國民政府はその收入（主として租稅收入）の所要經費に對する不足部分を、貨幣資本家からの借入れによつて補完して來た。また公債の引受によつて、貨幣資本家はその所有貨幣の一部分を極めて有利に増殖して來た。而して、公債の元利金は云ふまでもなく將來の租稅收入を以て支拂はれるものであるから、それは結局において租稅負擔者の負擔に歸し、前項において見た如く國民政府の租稅は大部分が消費稅より成り、その主要な負擔者は農民を初め手工業者及び労働者なのであるから、それは結局においてこれ等の社會層の負擔に歸する。従てかゝる關係において、國民政府の公債は、支那國民大衆の所得の一部分を少數の貨幣資本家の懷に移轉するの機能を有すると云ふことができる。しかもかゝる操作において貨幣資本家は何らの勞苦を敢てするの必要もないのである。

我々は既に國民政府の經費及び收入の考察において、國民政府の財政諸關係の中には國民黨政權が舊軍閥を中心とする封建的な諸勢力や農民或は手工業者又は新たに發生した労働者階級ではなく、正に土着資本の利益を代表してゐると云ふことが反映されてゐることをあらゆる角度から指摘することができた。而して今國民政府の公債を考察して、このことが更に一層明瞭に示されてゐることを見る。我々は以上で國民政府の財政を通じて國民黨政權の歴史的・社會的な性質を略々明らかになし得たと思ふ。

—終—

附表

一、國民政府發行公債一覽

名 稱	起債年月	發行額(千元)	折 扣	年 利(%)	償 還 期 限
軍 需 公 債	一七、五	一〇、〇〇〇	九八	八	一四、三
十七年善後短期	一七、七	四〇、〇〇〇	九三—九六	八	七、八
十七年金融短期	一七、一	三〇、〇〇〇	九二	八	六、一〇
十七年金融長期	一八、二	四五、〇〇〇	無	二、五	二四、七
十八年賑災	一八、一	一〇、〇〇〇	九二	八	一三、五
十八年裁兵	一八、二	五〇、〇〇〇	九八	八	一三、一
河北省海河工程短期	一八、四	四、〇〇〇	無	八	一〇、〇
十九年關稅	一九、一	二〇、〇〇〇	無	八	一三、一
二十年江浙絲業	二〇、四	六、〇〇〇	無	八	一、一
二十年賑災	二〇、九	三〇、〇〇〇	九八	八	一二、五

附表一 國民政府發行公債一覽

支那國民政府の財政

名	稱	起債年月	發行額(千元)	折	扣	月	利(%)	償還期限
二十年	金融短期		二〇、一〇		九八		八	一〇
二十二年	華北救濟戰區短期		二二、一一		九八		六	五・六
二十三年	玉萍鐵路		二二、六		九八		六	九
二十四年	金融		二四、四		無		六	一〇
二十三年	關稅		二四、六		九八		六	一〇
二十四年	四川善後		二四、七		無		六	九
二十四年	水災工賑		二四、一一		無		六	一二
電氣事業	長期		一九、一				六	一五
電氣事業	短期		一九、一				八	八
續發電氣事業			二二、七				六	一五
二十四年	電政		二四、一〇				六	七・五
收回粵漢路			一九、一				二	二五
一期鐵路建設			二二、五				六	八・七
統一公債			二五、二一、四六〇、〇〇〇				六	二二、二五、一八
復興公債			二五、二				六	二二、二四
			三四〇、〇〇〇				六	二四

一、國民政府發行國庫券一覽

名	稱	起債年月	發行額(千元)	折	扣	月	利(%)	償還期限
江海關	二五附稅		一六、五		無		七	年々月 二・七
續發江海關	二五附稅		一六、一〇		九八		八	七・五
捲菸	稅		一七、四		九八		八	二・七
津海關	二五附稅		一七、七		九八		八	二・八
續發捲菸	稅		一八、三		九八		八	二・一〇
十八年	關稅		一八、六		九八		七	八・一
十八年	編遣		一八、九		九八		七	一一・二一
十九年	捲菸稅		一九、四		九八		八	四・九
十九年	關稅短期		一九、八		九八		八	八・五
十九年	善後短期		一九、一一		九八		八	九
二十年	捲菸稅		二〇、一		九八		七	一〇
二十年	關稅短期		二〇、四		九八		八	一一・九
二十年	統稅短期		二〇、六		九八		八	一〇・三
二十年	鹽稅短期		二〇、八		九八		八	一〇・二

附表二 國民政府發行國庫券一覽

支那國民政府の財政

二十二年愛國	一二、三	二〇、〇〇〇	九〇	五	三・八
二十二年關稅	一二、一〇	一〇〇、〇〇〇	九八	五	一二・五
二十三年關稅	一二、一	一〇〇、〇〇〇	九八	五	六・一
整理四川金融	二四、八	三〇、〇〇〇	九八	五	五・三
意庚款憑證	一三、一	四四、〇〇〇	—	八	—
俄庚款憑證	二四、一	一二〇、〇〇〇	—	六	一〇・一
津浦購車公債期票	二四、七	一、〇〇〇	—	—	七

備考 民國二十二年度までは、財政部編纂「財政年鑑」に據り、以後は銀行週報所載記事より輯録す。折扣とは、割引の意、例へば折扣九八とは、額面百元に就き發行價格九十八元の意である。利率及び償還期限は起債當時のものを列記す。後に述べる如く、民國二十一年公債制度の改革により、それ以前に發行された多くの公債及び國民政府が北京政府より繼承した多くの債務は、利率を軽減され、期限を延長された。

三、國民政府主要內國借款一覽

起借年月	借款名稱	行名	借款額(千元)	利率(月利%)
一七、一	民船稅借款	中法儲蓄會	二、四二六	一〇
一九、七	關稅憑證借款	中央、等	一〇、〇〇〇	一〇

二〇、三	餘存債券借款	中	三、〇〇〇	八
二〇、三—四	廿年關稅庫券借款	中央	五、〇〇〇	八
二〇、六—八	廿年統稅庫券借款	中央	二、四〇〇	八
二〇、八—一	廿年鹽稅庫券借款	中央	一、四〇〇	八
二〇、一〇—一	廿年金融公債借款	中央	一、六〇〇	八
二〇、一一—二	俄國退還賠款借款	中央	二、四九〇	八
二〇、七—九	外交經費借款	大陸、他三行	三、〇〇〇	一〇
二一、七	關稅憑證借款	中央、他二行	五、〇〇〇	八
二二、三	十七年金融公債等借款	中央	一、五〇〇	八
二二、九	關稅憑證借款	中國、等	一二、〇〇〇	一〇
二三、一—四	意庚款借款	意庚款銀團代表	四四、〇〇〇	八
二三、一	廿二年關稅庫券借款	中國、貨銀行	八、〇〇〇	一〇
二三、六	各項債券借款		二一、〇〇〇	一〇
其他定款	二十一年度		一五六、〇八〇	八

附表三 國民政府主要內國借款一覽

支那國民政府の財政

〃	二十二年度	九〇
交通部銀元借款	二二六、〇九一	八
鐵道部銀元借款	二四、四三八	一
	五、〇〇〇	八

(備考) 右は「財政年鑑」、既掲、に據る。國民政府樹立以降民國二十二年度末(一九三四年六月末)までの主要なるものである。交通部及び鐵道部の借款は、在支外國銀行に關するものが多いが、今内國銀行に關するものゝみを掲記した。而して交通部借款は廣く一般諸銀行に關し、口數極めて多い割に一ト口の金額比較的僅少なので、右期間内に於ける内國借款の總額のみを記した。

附 錄

中華民國二十三年度財政報告

——民國二十五年八月一日、財政部長孔祥熙發表——

さきに第四期中央執行委員會第六回全會及び第五期中央執行委員會第二回全會開會の時に余は曾て民國二十四年十一月一日に至る迄及び二十五年七月十日迄の政府の財政狀況を夫々提出報告したが、ここに更に二十三年全會計年度中(二十三年七月より二十四年六月三十日に至る迄)並に同時期以後に於ける財政關係事項の狀況を一括して報告公表する。

本期中に於て財政上最も注目し値することは幣制改革である。惟ふに銀の騰貴以來引續き銀の海外流出を見たので財政部に於ては通貨準備保存、爲替相場の昂騰及通貨縮少を抑止する目的を以て二十三年十月十四日に銀の輸出稅徵收を實行した。その經過情況は余が既に前年度の財政報告内に於て詳細に述べて置いた。然るにこの方法は上記の目的完成の助けとなることは出来ても結局に於て根本的の善策ではなかつた。蓋し爲替相場は銀價の騰貴程烈しくはなかつたが繼續騰貴し國內通貨緊縮の現象もまた日に日に甚しくなり物價指數は二十四年六月より九月に至る間に九〇乃至九二の最低度迄低下した。また爲替相場騰落不定の爲め商業は大なる影響を蒙つた。政府は此處に於て幣制上の根本的改革を行はざるを得ざるに至つた。

二十四年十一月三日に政府は法幣施行の命令を發し中央、中國、交通の三銀行の發行する紙幣を法幣とし、あらゆる現銀所持有者は直ちに法幣と兌換すべきことを規定した。而して法幣の對外爲替相場を當時の相場に安定せしめんが爲に三銀行をして無制限に外國爲替を賣買せしめることに規定した。尙ほ同計畫には中央銀行を改組して中央準備銀行と爲すこと及び銀行

に關する其他の改革並に國家豫算收支均衡に關する方法をも包含してゐた。

幣制改革は現在では既に所期の目的達成を期待し得る状態であり又内外の評判もまたよい。上海の物價指數が二十四年七月には九〇・五であつたものが二十五年六月には一〇六・一に昂騰した。之は通貨緊縮の現象が既に抑制されたことを示してゐるのであり、爲替相場の安定せることは從來未だ曾てなかつた程であつて、國家經濟及び普通商業は共に尠なからざる利益を受けた。幣制改革以來法幣の在外資金は銀を米國政府に賣却した爲めに大いに増加した。しかし國內に於ける準備は二十四年十一月三日より發行準備委員會に於て二二五、〇〇〇、〇〇〇元の現銀を收納した爲また益々充實した。最近西南政局が好轉したから幣制改革は同地方にも行うことを得べく、財政統一はここに至つてまた一步を進めたわけである。

造幣に關しても同時に重要な改革を行つた。即ち新に鑄造した補助貨はニツケル貨は二角、一角、五分の三種、銅貨は一分、半分の二種を何れも既に本年二月より流通使用して居り、中央造幣廠は近來更に上述各補助貨の鑄造を増加して従來の各種の紙及び銅の補助貨を速かに回収せんことを期してゐる。この外に尙ほ一元及び五角銀貨の鑄造を開始せんとしてゐるが準備完了次第鑄造發行する筈である。

今後の幣制改革の重要な實施方針は中央準備銀行を設立することであつてその成立後は法幣發行の唯一の機關となし同時に國家唯一の準備庫となし以つて金融及び貸付に對して統制を加へ同時に全國銀行の業務を調整し國幣の對外價値を安定せしむるに在る。

本期中の豫算の收支は依然として不均衡を示してゐる。惟ふにその原因は經濟恐慌、貨幣價値の不安定及び國外情勢の不安、國際貿易の激減の爲め關稅收入の減少を誘致した結果に外ならない。滿洲の關、鹽各稅また外債を分擔償還するの用に供する能はず、加ふるに北支の密輸稅は二十四年の秋より始まつて其の後益々激しくなり嚴格なる法律を以て取締つたが

北方の海關官吏は領事裁判權を有する外國人民の不法行爲に對し依然として法令を執行し能はざる爲め密輸は更に猖獗を加へ、脫稅による損失は甚しきときは毎週二百萬元の多きに達し且つまた密輸品の投げ賣りが國家經濟及び内外の正當なる商人の營業を害したことは更に僅少でない。

上記收入の損失を補填する爲めに稅務行政を改善せざるを得ざるに至り、收稅機關を改組或は合併して支出を節約し行政を改良したが、その施行以來成績頗る良好であつて財務行政費は既に以前よりも減少した。これを稅收と比較するとその比率は民國二十年には十一パーセントであり、二十一年及び二十二年には九・九パーセントであり二十三年及び二十四年には九・二パーセントである。

この外に適當なる新稅を徵收するが如きことも目下研究中であつて、これを以て國家の收入を増加し豫算の收支を平衡せしめ得るのである。所得稅法規は既に起草せられ久しからずして公布施行される筈であり遺產稅もまた計畫中であるが政府が新稅を徵收する方針は依然として人民の負擔を加重せざること及び農工商業の發展を阻害せざることをして標準としてゐるのである。

本期の支出の巨額なるは實に水災救濟、災區の復興、銀行及び工商業の救濟、各省及び地方政府の救濟並に剿匪等の用途の爲めである。然るにこの財政困難の時に於ても政府は依然として勉めて教育及び建設の各經費の増加並に各省施行の農村復興政策に援助を與へた。全國經濟委員會の經費は依然これを繼續支給して建設復興を行はしめ且また全國の水利事業を處理する責任を負はしめたのである。尙ほ政府は各省の財政上の改革に對しても力を盡して資金を以て援助したのであつてその顯著なるものは四川省である。即ち同省の財政紊亂は掩ふべからざる事實であつたが政府の支持により幣制を改革し債務を整理し各種の苛稅を廢除してその財政を安定せしめた。その民國二十五年より二十六年度に至る豫算内に於ける收支數額

は平衡を得るであらうと豫想される。

上述の情況より見て二十三年度の歳入不足は自ら免れ得ない。二十四年六月三十日迄のその不足總額は約一億九千六百萬
元であつて、銀行救済の爲めに承認せる株金七千三百五十萬元を除き實際不足額は一億二千二百五十萬元であつた。尙ほ臨
時計算に據るに二十四年度の歳入不足額は不幸にして前年度よりも更に大である。

民國二十五年正月に、政府は公債所持人會と内債整理につき協議して其辦法を定め、統一公債を發行したがそれは五種類
に分れ總額十四億六千萬元に上り、それを以て從來發行せられた三十三種の公債を夫々書き換へたのである。その改修した
要點は償還期限の延長にあつた。この辦法によれば毎年債務費は八千五百萬元を減少し得るのである。同時にまた復興公債
三億四千萬元を發行して國家財政を鞏固にすること及び歳入不足を補填する用に充てた。

本期内に於ては各種未償還債務の整理に就いて殊に積極的であつた。二十五年二月に鐵道及び關稅收入を擔保とする一九
〇八年——一〇年の津浦鐵路借款に就て整理を發表した。この他、尙ほその他の鐵路借款も整理されることになり、政府はそ
の他の債務をも引き続き整理せんことを希望してゐる。更に國有鐵道の整頓と財政の建設及び國家信用の恢復が關係極めて
密切なるに鑑み財政部と鐵道部と共同して鐵道復興及び舊債整理に關する各事項を處理し、二十四年春に鐵道行政の經驗に
富む外國技師を招聘して、支那の鐵道情況を研究せしめたが、その提出した意見には採用すべきもの多く我國鐵道の改良進
歩に就いて貢獻するところ頗る多大であつた。

以上は金融財政に關する一般情況であつて更に財政部主管の各事務に就いては次に報告する。

中央政府の收支

左に列記する收支表は財政部會計司が二十三年會計年度に於て得たる各方面の報告に依つて編成したものである。同年度
は二十四年六月末日迄であるがその中の若干項目の收支は同年度七月一日以前であるが報告を七月一日以後に收受したもの
も何れも表内に列入した。同年度の六月三十日以前の收支項目にしてその報告が同時期以後に於て尙ほ未だ收受しないもの
は表中に入れてない。

二十三年度中の收支報告表(單位:元)

(一) 稅項收入		(二) 稅項收入總計	
一、關稅	三五三、一七五、七七四・九五	十、國有事業收入	六〇、五〇三、一五四・五三
二、鹽稅	一六七、四三七、〇七七・四〇	十一、國家行政收入	一〇、六二七、〇四九・〇六
三、統稅		十二、營業純益收入	一、二八一、〇六〇・〇〇
a、捲煙草統稅	六八、一三三、六四九・六一	十三、其他收入	二〇、六七六、一三三・〇七
b、棉布統稅	一五、六三三、七二一・四六	債券借款收入	七四四、九二二、〇四二・二〇
c、麥粉統稅	四、七八六、八六七・七一	一、公債及び庫證	一六四、三九〇、二九二・二七
d、マツチ統稅	八、九四八、一六七・九二	二、擔保借款及庫券	二二八、四四二、八九四・八二
e、セメント統稅	三、〇八六、三一三・四八	借入總額	一四五、四三七、五九七・四〇
f、嗅草統稅	三、九七七、六六四・四六	未償還額	八三、〇〇五、二九七・四二
合計	一〇四、五六六、三八四・六四	三、立替金收入	二〇七、七〇〇、〇〇〇・〇〇
四、酒煙草稅	一一、四八四、八四四・〇六	立替借款總額	一五二、三〇〇、〇〇〇・〇〇
五、印紙稅	六、九一四、四〇六・四六	償還總額	五五、四〇〇、〇〇〇・〇〇
六、鑛稅	四、二三二、二五九・三〇	未償還額	二五、四〇〇、〇〇〇・〇〇
七、交易所稅	一三九、七六三・七一	四、對米棉麥借款	三二八、一九五、五八九・六九
八、銀行稅	一、六一三、五三九・〇六	債券借款收入總計	一〇二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
九、國有財產收入	二、二七〇、五九五・九六	前年度立替金を以て償還の分	二二六、一九五、五八九・六九
		債券借款收入實數	

支那國民政府の財政

收入總計	九七一、一一七、六三一・八九	差引殘高	三、二九四、九四一・六五
五、前年度繰越		純政務費全額	二三〇、八六八、三九八・九四
國庫	一九、三〇七、一五四・八〇	(三) 軍務費	三三〇、一五七、六〇七・三〇
海關總稅務司	三三、八八〇、五四四・四四	一、本年	七〇四・三九
鹽稅稽查所	六、四〇一、六三三・四五	差引殘高	三三〇、一五七、六〇七・三〇
合計	五九、五八九、三三二・六九	純額	三三〇、一五七、六〇七・三〇
收入總計及び前年度繰越金	一、〇三〇、七〇六、九六四・五八	二、前年度軍事運輸費等經費	五七、六九九、〇三三・三一
(支出之部)		軍務費合計	三八七、八五五、九三六・二二
(一) 黨務費	六、四二〇、八六三・五七	(四) 政府銀行投資	一〇八、五〇〇、〇〇〇・〇〇
(二) 政務費		中央銀行法定積立金及剩餘支出額	三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
一、國務費	一六、四四八、九七九・〇一	純支出額	七三、五〇〇、〇〇〇・〇〇
二、內務費	五、三九五、四〇五・六一	(五) 債務費	
三、外交費	八、七〇三、二四六・三二	一、內債元利	一四〇、八六二、八一二・六〇
四、財務費	六八、五五三、三四二・七七	二、外債元利	六一、六六一、五七九・二六
五、教育文化費	三一、七三九、四八七・二三	三、借款元利	二一、七六一、一七二・五三
六、司法費	三、七二七、二二九・七二	四、立替金利息	八、〇八六、五六〇・〇〇
七、實業費	六、七二五、四〇二・九四	五、團匪賠償金	三一、七一八、六〇六・九四
八、交通費	六、五五三、六九一・六三	六、手續費	一六四、五三八・九三
九、蒙藏費	一、六六九、四五七・一九	七、內外債整理準備金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
十、建設費	二六、三六四、六二〇・二八	債務費總計	二六九、二五五、二七〇・二六
十一、國營事業資本	五三七、二〇〇・〇〇	未處分債券元利	三一、七五六、九一四・六六
十二、補助費	五五、四八八、〇七二・四二	債務費純額	二三七、四九八、三五五・五七
十三、撫卹費	一、五五七、二〇五・四七	(六) 臨時各款純額	四、七八四、九〇一・八一
十四、救濟費	七〇〇、〇〇〇・〇〇	支出總計	九四〇、九二八、四五六・一一
政務費總計	二三四、一六三、三四〇・五九	本年總計	

九六

海關事務

國庫	二二、七七一、八七七・七二
海關總稅務司	五〇、一四三、七七三・六九
鹽稅稽查所	一六、八六二、八五七・〇六

合計
支出總計及び本年度繰越

八九、七七八、五〇八・四七
一、〇三〇、七〇六、九六四・五八

修正海關輸入稅則は二十三年七月より施行開始した。この新稅則は一面に於ては數種の綿布及び若干項目貨物の稅率を輕減し、一面に於ては金屬機械及び化學製品の稅率を引き上げた。上記物品の稅率は、引き上げられたがその販路に重大なる影響を與へない事を原則とした。蓋し稅率修正の目的は元來稅收の増加及び國內の生産並に製造業を保障するにあつたからである。輸出稅率もまた二十三年六月に一度修正を加へ各貨の稅率は大部分輕減された。但し國庫缺乏及びその他の財政困難の爲めに二十四年より二十五年に至る期間中に於て政府は遂にその豫定せる輸出稅輕減及び轉口稅撤廢の計畫を實施することを得なかつた。前年度報告中に於て曾て二十二年四月六日より各種銀の輸出に對して二・二五パーセントの從價稅を徵收し、銀貨及び廠條の輸出には何等徵稅せざることを述べて置いた。然し三十三年十月より銀圓及び廠條に對してもまた七・七五パーセントの輸出稅を徵收し同時に十パーセントのその他の輸出銀稅を施行し、この他に輸出平衡稅を加へてロンドン銀價及公定爲替價額との差を補足した。以上の各種の自衛方法は自國銀が外國市場の銀價昂騰の爲めに流出するを防止したのである。現在は銀の密輸出も既に停止するに至つたが、これは海外銀價が最近既に低落せるためである。

輸出入貨物の附加稅(その稅率は各輸出入稅の五・パーセント)に關しては本期間内に於ては救災部分は從來通りに徵收し、その財政補助の部分は二十五年七月より更に一年延長した。海關の密輸取締は本年更に整頓し、密輸取締巡視船大小七十五

艘は普通沿海及び邊境に於ける密輸送を防止抑制するに充分なのであるが、二十四年秋季より海關の巡視船が河北省東部に於て武力の抵抗を受け且武装を解除せられた爲め大なる打撃を受けた。北方に於ける密輸貨物は莫大に上るが制止する方法なく一週間の稅收の損失は三百萬元前後である。現在はまだ鐵道沿線に密輸送取締所を設置して密輸品の侵入を防止してゐるだけである。

茲に民國元年より二十四年に至る迄の海關收入總額を年別に表示すれば左の通りである。

年別	稅收總額(噸稅を含む)	同	同
民國元年	六六、七四三、〇〇〇元	同	同
二年	七三、〇八九、〇〇〇	同	同
三年	六五、九一四、〇〇〇	同	同
四年	六三、一四九、〇〇〇	同	同
五年	六四、六七四、〇〇〇	同	同
六年	六五、三八一、〇〇〇	同	同
七年	六二、八一七、〇〇〇	同	同
八年	七八、六八四、〇〇〇	同	同
九年	八四、四五二、〇〇〇	同	同
十年	九一、八九九、〇〇〇	同	同
十一年	九八、〇七九、〇〇〇	同	同
十二年	一〇五、九三五、〇〇〇	同	同
十三年	一一五、〇五二、〇〇〇		
十四年	一一六、二二四、〇〇〇		
十五年	一二八、七三三、〇〇〇		
十六年	一一二、九八五、〇〇〇		
十七年	一三三、九四〇、〇〇〇		
十八年	二四五、二二六、〇〇〇		
十九年	二九一、六九七、〇〇〇		
二十年	三八六、九一二、〇〇〇		
二十一年	二八七、八八八、〇〇〇		
二十二年	三一、二六〇、〇〇〇		
二十三年	三〇六、一八六、〇〇〇		
二十四年	二八八、四二五、〇〇〇		

最近三年間の各項關稅の總收入にして上表に加入せざりし災害救濟及其他の附加稅を包括して表記すれば左の通りである。

關稅種類	二十二年	二十三年	二十四年
輸入稅	二六五、六一〇、〇〇〇元	二六〇、二一五、〇〇〇元	二五〇、一六五、〇〇〇元

輸出口稅	噸稅	噸稅	噸稅
輸出稅	二三、二四五、〇〇〇	二四、七〇一、〇〇〇	二〇、七三一、〇〇〇
轉口稅	一八、〇〇三、〇〇〇	一六、九六八、〇〇〇	一三、二〇八、〇〇〇
噸稅	四、四〇二、〇〇〇	四、三〇二、〇〇〇	四、三二一、〇〇〇
合計	三一、二六〇、〇〇〇	三〇六、一八六、〇〇〇	二八八、四二五、〇〇〇
賑災稅	一四、一三六、〇〇〇	一四、二四二、〇〇〇	一三、五六〇、〇〇〇
附加稅	一四、一二七、〇〇〇	一四、二一七、〇〇〇	一三、五三四、〇〇〇
總計	三三九、五二三、〇〇〇	三三四、六四五、〇〇〇	三一五、五一九、〇〇〇

以上の稅收數額の状態を観察するに際して以下の各點に注意が必要である。

- (一) 民國二十年に常關の廢止
- (二) 民國二十年一月に厘金、再輸入稅及内地子口稅の撤廢
- (三) 民國二十一年に滿洲及大連の海關が占據せられたこと

二十四年の輸入稅收は二十三年に比して四百八十八萬海關金増加したがこれは同年は銀價高價の爲めで、銀元の實收は一千零五萬元の減少を來した。二十四年十一月に幣制を改革して以來は海關金の兌換價格が騰貴した爲に銀元の實收もまた増加した。二十四年の關金收入の増加は二十三年の新輸入稅則の一部分の稅率が引き上げられた爲であつて、この年に於ける輸入貨物は前に較べて却つて十パーセント減少したのである。一方輸出稅收は稅率の引下げの爲めに減少したが輸出貨物は二十三年に較べて却つて七・六パーセント増加した。目下の狀況及び國幣爲替率の低落から見れば本年の輸出貨物は更に増加する望みがある。

鹽務

本報告の言及する期間内に於ける鹽務行政は漸次進歩し収入は増加した。其の改良の點は特に密輸取締と鹽場管理とが重要なものである。土鹽（譯註—舊式製法に據る鹽）の生産増加が政府の專賣に影響するところ頗る大であつた。數年前に於ける土鹽の生産は僅に六縣に過ぎなかつたが、その後の調査によれば一百五十八縣に達し、若し土鹽の販賣を放任して置けば鹽稅收入は大なる影響を受け、河北、河南、山東の各省に於ける毎年の稅收は數百萬元の減少を見るであらう。政府の專賣と土鹽の密賣とを競争せしむる爲めに既に鹽稅を逐次引下げ、同時に灌漑工作を進行して土壤を改良し、土鹽生産區域に農作物作付を恢復せしめつゝある。即ち河北省に於ては整理費を徵收して専らこの工作の用とし、河南省に於ては二十三年七月より毎月三萬元を支出した。同時に二十三年末迄に河北一省に於ては各種取締方法を用ひて土鹽鍋池の取除かれたるもの約三十萬座に及び、河南省内に於ては河道を浚渫して農作物作付に便せしめ既に開通せる川渠は三百四十四キロ米に達しこの工作は尙引き續き進行中である。

鹽場管理工作もまた引き續き發展して居り鹽倉を建築せる外鹽場管理制度は日日進歩してゐる。即ち長蘆、淮北及び山東各地の如きは何れも圍場、公路、稅警駐所及び電話等の設備があつて密輸取締に便利ならしめてゐる。

鹽稅行政統一は本年内に於て益々進展した。四川の鹽務行政及び密輸取締機關は何れも二十四年四月に鹽務稽查所の管理に歸した。硝石礦は二二年より鹽務機關に於て經營しそれ以來その販路もまた日に日に活氣を帯びて來てゐる。

外債償還基金割當額は滿洲を除きては全國の所屬各鹽務稽查所に於て何れも期限通りに送付した。四川の各鹽務機關も二十四年五月よりまた繼續送付してゐる。故に鹽稅を擔保とする借款の元利は何れも期限通りに支拂はれその信用は日に益々

堅くなつてゐる。一九〇八年の英佛借款の償還不履行の金額も二十三年十月に完済し、一九二二年のクリスプ借款の元金一部未償還分もまた償還を開始した。

鹽稅收入は過去一年内に於て金融逼迫と各地に於ける水災の被害とがあつたにも拘らず、二十四年の収入は二十三年に比して八百二十五萬九千元を増加した。ここに鹽務稽查所の民國二年より二十四年に至る迄の歲入を表記すれば左の通りである（滿洲鹽稅の抑留後の影響に關しては二十一年及び二十二年度の財政報告第十頁を參照せられたし）。

年 別	總 收 入	年 別	總 收 入
二 年	一九、〇四四、二〇〇元	十 三 年	八七、九〇八、六〇〇元
三 年	六八、四八三、三〇〇元	十 四 年	九一、九三一、六〇〇元
四 年	八〇、五〇三、四〇〇元	十 五 年	八六、三一七、二〇〇元
五 年	八一、〇六四、八〇〇元	十 六 年	五九、七五三、三〇〇元
六 年	八二、二四五、八〇〇元	十 七 年	五四、二七六、六〇〇元
七 年	八八、三九三、七〇〇元	十 八 年	八五、三七〇、三〇〇元
八 年	八七、八二二、五〇〇元	十 九 年	一二九、六九三、〇〇〇元
九 年	九〇、〇五二、四〇〇元	二 十 年	一五五、一一二、六〇〇元
十 年	九四、八八三、一〇〇元	二 十 一 年	一四五、二九二、二〇〇元
十 一 年	九八、一〇六、七〇〇元	二 十 二 年	一五九、二四七、一〇〇元
十 二 年	九一、四〇六、七〇〇元	二 十 三 年	一七五、九五〇、〇〇〇元
		二 十 四 年	一八四、二〇九、三〇〇元

稅務

統稅を徵收する物品は現在、卷煙草、綿糸、麥粉、マツチ、セメント、嗅煙草、ビール、鑛産物、アルコールの九種であ

る。アルコールは以前は普通酒類として徵稅せるに二十四年一月一日より改めて統稅とし同時に稅率を規定してアルコール事業の發展と稅收の増加を期した。炭酸水の徵稅に就いても改めて統稅とせんとして目下計畫中である。

喫煙草を統稅に改正以來稅收は激増したが、煙草產出區域に於ける取締が未だ嚴格でない爲め密輸密賣が到る所に多い爲該地方に於て手工私製の卷煙草が流行して取締りに困難で正當商人の營業を妨害し、國家の稅收に影響すること甚だ大である。これが根本的整理をする爲めに、煙草の葉統制辦法を起草し政府をして煙草の葉の分配を統制せしむることとし行政院に提出してその許可を得目下準備進行中である。從來の各稅の整理もまた引き續き進行中である。近來外國より密輸入され國內商標を密造貼布せるマツチが市場に充満してゐた如きに就いては密輸の杜絶を計る爲めに二十五年度内に改めてマツチ一包毎に印紙を貼つて取締に便することとした。四川湖南兩省の鑛稅は兩省政府と協議したる上既に回收して財政部の直接徵收に歸した。

また、土酒(地方酒)の醸造販賣は小口で且つ散漫であり各省の稅率不統一であつて屢々整頓せるにも拘らず依然として未だ徹底的に改革するを得ないので先づ產額多く販賣の廣い江蘇の燒酒、浙江の紹興酒、山西の汾酒に就き期日を限定し以て現行の複雑なる稅率を取消し、劃一稅に改めて徵收を行ひ統一せんとしてゐる。同時にその他に對しても既に改良計畫に着手してをり、更に一段と努力を加へ漸次に押し進めて完全ならしめんとしてゐる。

稅務行政は從來各種の稅收に對して各機關を分設して専門にその事を管掌せしめたが、徹底的整理の効果を收め難かつた。二十五年度より同一區域内のあらゆる統稅、鑛稅及び煙草酒稅の各機關を夫々撤廢並に改組し、全國の各省市を若干區に分劃して各區毎に稅務局を設けて徵收監督機關としその下に稅務管理所、稅務分所を分設し専ら調査徵收を司らしむることに決定した。但し逐次實施する爲めに二十五年十月一日より先づ河南、江西、湖北、湖南、四川の五省に試驗的に行ひその餘

の未だ改組せざる各省は依然稅務署に於て責任をもつて適切に整理し且督察員を派遣して検査する事とした。その改良の方法は事情をよく視察したる上に於て隨時推し進め以て統一を期してゐる。

地方財政

民國二十三年五月に第二回全國財政會議を召集して地方財政整理方案を決議してより苛捐雜稅の廢止、田賦附加稅の輕減土地申告規定の施行、地方豫算確定等の諸項に對して最近二年以來既に漸次成功を收めてゐることは頗る欣快に堪えない。これは單に本部の努力督促の爲めのみではなくまた各省市當局の誠意ある協力の致すところである。

最近各省市の財政狀況は何れも顯著なる進歩を示し殊に江蘇、安徽、湖南、湖北、江西、河南、山東、陝西、四川に於て最も然りである。中央政府はその力の及ぶ限り各省の財政の整理、豫算の平衡に就いて屢々協力救濟を與へて來た。同時に各省の農村建設に對しても更に一層出來るだけの補助を與へた。各省の財政整理にしてその成績最も顯著なるものは四川省である。中央軍が共匪討伐に進出した時は四川省の財政は非常に混亂してゐたがその後政局が漸次平定するや財政改革もこれに隨つて進行した。本部に於ては同省の幣制統一、舊債整理に就いて出來る限り盡力し、即ち相ひ繼いで四川省金融整理庫券三千萬元及び善後公債七千萬元を發行した。四川省の二十五年度の豫算は既に中央政府に於て許可したが收支の平衡を求め得るであらう。

各省市にして既に二十四年度の概算を本部に送つて來たものは十七省四市あり(註一)、その二十五年度の概算を本部に提出せるものは九省一市あり(註二)、縣政府にして既に二十四年度の概算を本部に提出せるものは一千零五十九縣を下らな

S (CHINA)。

本報告編成の日迄に各省市に於て廢止したる苛捐雜稅及び田賦附加稅を輕減した總額は既に五千一百萬元に達し、田賦を
整頓せる各區、既に土地申告規定を施行せるものはその數頗る多く今後益々進歩する可能性がある。

- (註一) 安徽、察哈爾、浙江、青海、福建、河南、河北、湖南、湖北、甘肅、江西、江蘇、貴州、山東、陝西、寧夏、綏遠、南京、北平、青島、威海衛。
- (註二) 安徽、察哈爾、福建、河南、湖南、湖北、甘肅、江蘇、寧夏、威海衛。
- (註三) 安徽六十一、察哈爾十五、浙江七十五、福建六十二、河南百一十一、湖南五十七、湖北七十、甘肅六十七、江西八十三、江蘇六十、廣西八十四、貴州五十四、寧夏十、山東百零八、陝西九十二、雲南五十。

債務

民國二十三年七月一日以降二十五年に發行せる統一公債及び復興公債を除いて、財政部に於て發行せる公債は左記數種である。

發行期日	名稱	金額
二十四年四月一日	金融公債	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇元
同 六月三十日	關稅公債	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇〃
同 七月一日	四川善後公債	七〇,〇〇〇,〇〇〇〃
同 八月一日	四川金融整理庫券	三〇,〇〇〇,〇〇〇〃
同 十一月一日	水災工賑公債	二〇,〇〇〇,〇〇〇〃
二十五年四月一日	四川善後公債	一五,〇〇〇,〇〇〇〃
	總計	三三五,〇〇〇,〇〇〇〃

この他に尙ほ鐵路建設公債一億二千萬元があるが之は鐵道財政兩部合同發行で、湖南、貴州、四川、廣西各省鐵道の建設

連絡及び平綏、正太兩鐵路延長の用に供した。この公債は本年五月に先づ總額の三分の一を發行し其元利基金は新設及延長各鐵道の收入並に國有各鐵道の從來有してゐる債務の償還殘額を以て支拂に充當する他別に財政部に於て之を補助する。

本期内に於ける公債に對する最も顯著なる改革は内債の統一である。その辦法は政府と公債所有人會と双方協議を経て決定し本年二月一日より實行したものである。この辦法は單に公債の組織を變更したのみならず更にその種類をも簡單化した。即ち五種の統一公債總額十四億六千萬元を以て以前に發行せる三十三種の公債を借り換へたものであり、利息は依然として六分としてあるが償還期限は十二年乃至二十四年に延長したのであつて以前發行の各種公債の償還期限は多くは短期のものでその中の七十パーセントは六年以内に償還すべきものであつた。故にこの統一辦法を従前の規定に比較すると毎年の債務費に於て約八千五百萬元を輕減することを得豫算收支の平衡に就き利益するところ僅少でない。

統一辦法は従前發行せるあらゆる國內公債、庫券及び國民政府の發行せる各證券を包括してゐるが左記各種のものだけは除外してある。

- 一、短期善後公債。この公債は二十五年三月満期である。
- 二、十七年金融長期公債。この公債は年利二分五厘であつて民國四十二年に満期になる。
- 三、海河公債。
- 四、二十四年四川善後公債。

第三及び第四の兩公債は中央政府の發行したものであるがその基金は何れも地方收入を擔保として居りその性質は地方借款である。尙ほ上記四種の公債の金額は僅に統一公債の總額の八パーセントに過ぎない。

舊有の公債はその償還期限により五種類と爲して夫々各種統一公債に書き換へに便ならしめ、その證書書き換への手續は

既に本年六月三十日に完結した。

六厘復興公債三億四千萬元の發行もまた統一辦法中の一部であつて、これを以て財政の地位を鞏固にし、建設の所要に充て豫算の不足を補はんとするものであるがこの公債は一年或は二年内に引き續き發行せんとしてゐる。

二十年及び二十二年物品借款の償還延期 本年五月二十八日に政府は米國當局の同意を得て契約に調印し一九三一年の水災救済借款と一九三三年の棉麥借款を合併して米貨一六、六〇八、三二九・九九ドルの一の借款とし同時にその償還期限も延長した。水災借款は米國の小麥及び麥粉合計四十五萬噸にして原價米貨九、二二一、八二六・五六ドルにして民國二十年の長江水災及び罹災區建設の用に供したのであるがその三分の二即ち六、一四一、八八四・三六ドルは既に完済した。その残額の米貨三、〇七〇、九四二・二〇ドルは本年十二月三十一日償還すべきものである。棉麥借款は米貨一七、〇八六、二八二・四八ドルであつて其中米貨三、五四八、八九四・六九ドルは既に本年五月二十八日以前に返済しこれは全部一切の建設復興等に用ひた。この借款は原來三年内に完済する契約であつたが一九三三年に契約に調印した時は双方に二年延期の建議があつたのである。上記兩借款の元金償還は原契約に據れば二十五年度に米貨八、六三〇、〇〇〇ドルを返還し、二十六年度に八、四二一、〇〇〇ドルを返還すべきものであつたが政府は幣制改革の施行中に於ては外債の負擔を暫く輕減せんことを希望し償還延期を請ひ幸に米國當局の賛同を得たのであるが、元金償還表は左の通りである。

二十五年 (一九三六年)	米貨	一、三五一、〇〇七元
二十六年 (一九三七年)	〃	二、〇〇〇、〇〇〇〃
二十七年 (一九三八年)	〃	二、五〇〇、〇〇〇〃
二十八年 (一九三九年)	〃	二、八〇〇、〇〇〇〃
二十九年 (一九四〇年)	〃	二、八〇〇、〇〇〇〃

三十一年 (一九四一年)	米貨	二、八〇〇、〇〇〇元
三十二年 (一九四二年)	〃	二、八〇〇、〇〇〇〃
合計	〃	一七、〇五一、〇〇七〃

政府は本年五月二十八日に調印せる契約により近年中は元金償還を輕減し得ることを得財政上尠らざる利益を齎した。**不履行舊債の整理** 一九〇八年より一九一〇年間に調印せる津浦鐵路借款の償還不履行の懸案は長期間の商議を経て本年二月二十五日に解決を告げた。この借款契約には津浦鐵路の收入を以て第一擔保とし更に關稅を以て擔保とすることを得との規定も記載されてあるが政府は今回の整理の時にも關稅收入を以てこの借款利息の擔保と爲して信用を重んじた。同時にその他の鐵路借款の未拂負債も既に整理したるもの尠からず、その最も顯著なものは平漢鐵路、南潯鐵路及び河南省鐵路等の借款である。

政府はこの錯綜複雑せる未拂舊債問題に就いて尙ほ引き續き深く注意し最短期間内にその他の舊債もまた悉く整理完了し得んことを切望してゐるものである。最近政府の主要なる外債の價格が國外市場に於て日に日に騰貴しつつあるは政府の國債整理の政策が既に實際効果を收めたることを反映してゐるものであつて誠に欣快に堪えない。

中央銀行

本期中に於ける中央銀行の發展が日進月歩の勢であつたことは左記の表を見ても之を知ることが出来る。

中央銀行は本期内に於て引き續き政府に對し國內外に於ける種々の必要なる便宜を供給したる外更によく積極的に中央銀行の職務を遂行し得た。即ち金融界に屢々動搖起り社會經濟不安に遭遇するや同行は中國、交通兩銀行の密接なる協力を得

て救急辦法を施し商業銀行に對して勉めて援助を與へ、また二十三年十月より現銀輸出の取締を實行して以來は外國爲替相場
の安定に就いて終始努力しその效果頗る著しきものがあつた。

二十四年十一月三日に法幣政策を施行して政府は全國の法幣流通額及び國內銀行の貸付事業に就き速に統制を加へて新貨
幣制度の安定を圖つた。蓋し銀本位時代に於ては現銀の輸出或は輸入は常に市場を調節し我國の對内對外の經濟狀況をして
平衡を得せしめてゐたが、ここに至つてはよく金融を調節せんとすれば貨幣政策を施行する當局に於て常に嚴密なる注意と
計畫とを行はなければならぬからである。

二十四年十一月三日に新貨幣政策を宣佈した原文に「現在國有の中央銀行は將來はこれを改組して中央準備銀行となしそ
の主要なる資本は各銀行及び公衆より出資して超然たる機關となし全力を擧げて全國貨幣の安定維持に備ふべきであり、中
央準備銀行は各銀行の準備金を保管し國庫を經理すると共に一切の公共資金を收納管理し且また各銀行に再割引の便宜を與
ふべきである。尙ほ中央準備銀行は普通商業銀行の業務を經營せざるも二年後に於て發行獨占權を享有する」と述べてある。

本年二月に余は會て行政院に中央銀行の官有株六十パーセントを公開して民有とし以て社會の需要に應じ民間と共有する
ことを建議した。尙ほ同時に専門委員會を組織して専ら同行を改組して中央準備銀行とするの計畫を司らしめた。同會は既
に適切なる研究をなして報告を提出し目下政府當局に於て詳細考慮中であつて右新銀行が早く成立せんことは余の切望する
ところである。

中央銀行資産之部 (單位元)

現金	民國十七年 下半年期	民國二十三年 下半年期	民國二十四年 下半年期	民國二十五年 上半年期
殘高	七九三、二四三・二四	五、六八八、四二一・三三	四四、六七五、五七三・二	一七、三三〇、一四・五九

鑄造中現金	一〇、三九七、七六七・六一	一〇、三九七、七六七・六一	一〇、三九七、七六七・六一	一〇、三九七、七六七・六一
同業への貸付金並に預金	一〇、三九七、七六七・六一	一〇、三九七、七六七・六一	一〇、三九七、七六七・六一	一〇、三九七、七六七・六一
發行準備金	八、三三三、九三三・〇〇	八、三三三、九三三・〇〇	八、三三三、九三三・〇〇	八、三三三、九三三・〇〇
現金準備	三、四八〇、〇〇〇・〇〇	三、四八〇、〇〇〇・〇〇	三、四八〇、〇〇〇・〇〇	三、四八〇、〇〇〇・〇〇
保證準備	四、四九七、七四・五四	四、四九七、七四・五四	四、四九七、七四・五四	四、四九七、七四・五四
貸付割引及び當座貸越	九、九六〇、〇〇〇・〇〇	九、九六〇、〇〇〇・〇〇	九、九六〇、〇〇〇・〇〇	九、九六〇、〇〇〇・〇〇
政府證券	一、一三三、四〇〇・五・六一	一、一三三、四〇〇・五・六一	一、一三三、四〇〇・五・六一	一、一三三、四〇〇・五・六一
中央信託局資本	三、三九〇、〇〇〇・〇〇	三、三九〇、〇〇〇・〇〇	三、三九〇、〇〇〇・〇〇	三、三九〇、〇〇〇・〇〇
營業用土地家屋	七〇三、〇〇八・四・四	七〇三、〇〇八・四・四	七〇三、〇〇八・四・四	七〇三、〇〇八・四・四
營業用器具	三、四九一、八七・七・七	三、四九一、八七・七・七	三、四九一、八七・七・七	三、四九一、八七・七・七
定期貸付	二、四九一、八七・七・七	二、四九一、八七・七・七	二、四九一、八七・七・七	二、四九一、八七・七・七
其他資産	二、四九一、八七・七・七	二、四九一、八七・七・七	二、四九一、八七・七・七	二、四九一、八七・七・七
未收納金(一覽拂手形及保證金)	四七、四七〇、九六・三・五	四七、四七〇、九六・三・五	四七、四七〇、九六・三・五	四七、四七〇、九六・三・五
合計	四七、四七〇、九六・三・五	四七、四七〇、九六・三・五	四七、四七〇、九六・三・五	四七、四七〇、九六・三・五
負債之部	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本積立金	三、六九八、五三三・九〇	三、六九八、五三三・九〇	三、六九八、五三三・九〇	三、六九八、五三三・九〇
發行兌換券	一一、七三三、九三三・〇〇	一一、七三三、九三三・〇〇	一一、七三三、九三三・〇〇	一一、七三三、九三三・〇〇
各種預金	一、五四〇、四七・七・七	一、五四〇、四七・七・七	一、五四〇、四七・七・七	一、五四〇、四七・七・七
定期借入金	一、〇八〇、四七・四・五	一、〇八〇、四七・四・五	一、〇八〇、四七・四・五	一、〇八〇、四七・四・五
其他負債	二、三九八、三六・〇・三	二、三九八、三六・〇・三	二、三九八、三六・〇・三	二、三九八、三六・〇・三
本年の純益	二、三九八、三六・〇・三	二、三九八、三六・〇・三	二、三九八、三六・〇・三	二、三九八、三六・〇・三
代收金(一覽拂手形及び保證金)	一〇、三九七、七六七・六一	一〇、三九七、七六七・六一	一〇、三九七、七六七・六一	一〇、三九七、七六七・六一

合

計

四七、四七〇、七六六・三五

四七、八、二四〇、二四五・三三

九三、五、四三、七六九・一〇

一〇、九、九、四四、七二・八二

貨

幣

近代國家としての必要上我國の特殊なる經濟狀況に適當した統一健全なる貨幣制度を實現せんことは久しい以前からの政府の貨幣政策の目標であつた。民國十七年に於ける中央銀行の創設、十八年に於ける中央造幣廠の開設、二十二年に於ける廢兩改元と貨幣改革の準備並に去年十一月三日に於ける新幣制の實施は何れも貨幣政策完成の段階である。

二十三年十月には銀輸出税を實施して銀の國外流出を防止し且また對外爲替が國外に於ける銀相場の上下による變動を防止したことに就ては既に上期の報告に於て詳述した如くである。もしかくの如き措置をとらずして幣制の維持を在銀のみに頼つてゐたならば恐らく枯渴の危險に遇つてゐたであらうし、物價の慘落は豫想に堪えなかつたであらう。これを香港に就いて見るに銀の輸出は當初無制限であつた爲めその卸賣物價指數は二十四年八月には六九・四に低落したが同月の上海卸賣物價は九三・二に低下しただけであつて（共に十一年の平均を一〇〇とす）銀の輸出税を徵收せることの重要なことは愈々明らかである。ただこの種の舉措は一時は效を奏し得るが結局に於て根本的に金融を安定せしむる策ではない。誠に施行以來銀輸送の風未だ止まず外國爲替は引き續き上騰し通貨は益々緊縮し國內に於ける銀の價格は依然として外國銀市價の影響を受けた。いま最近三年間の毎月平均對英對米國爲替相場とロンドン銀價より計算せる平均價と比價し、市價と平價との差額を計算すれば左表の通りである。

年	月	每月平均市場價格 對米(弗)	對英(片)	倫敦銀價より計 算せる平價(片)	市價と銀價と の差額(%)
二十三年	一	三四、一二	一六、一九	一五、八六	二

二	三四、四四	一六、四四	一六、三九	〇
三	三四、七五	一六、三八	一六、六三	二
四	三四、三八	一五、九七	一六、二三	三
五	三二、六九	一五、三一	一五、七六	四
六	三三、一九	一五、七五	一六、三二	五
七	三三、九四	一六、一二	一六、八七	四
八	三五、〇〇	一六、五六	一七、四一	五
九	三五、六九	一七、一二	一七、八七	四
十	三四、八七	一六、九四	一九、三二	一
十一	三三、五六	一六、一二	一九、八七	二
十二	三四、三八	一六、六二	二〇、〇三	一
一	三五、一九	一七、二五	二〇、一八	一
二	三六、七五	一八、一二	二〇、三二	二
三	三八、六二	一九、三八	二二、三五	一
四	三九、〇〇	一九、三一	二五、一七	三
五	四一、三八	二〇、三一	二七、八五	二
六	四〇、六二	一九、七五	二六、七〇	三
七	三八、九四	一八、八八	二五、〇六	三
八	三七、一二	一七、九一	二四、〇七	四
九	三七、九六	一八、三一	二三、九一	三
十	三五、八八	一七、五六	二三、九七	三
十一	二九、八一	一四、五〇	二三、九〇	六
十二	二九、六二	一四、四四	二一、一三	四

附錄

中華民國二十三年度財政報告

二十五	一	二九、八八	一四、四四	一六、六五	一五
	二	三〇、一二	一四、四七	一六、一六	一二
	三	三〇、〇〇	一四、五〇	一六、〇五	一一
	四	二九、八八	一四、五〇	一六、五二	一四
	五	二九、八一	一四、四一	一六、五五	一五
	六	三〇、〇三	一四、三八	一六、一六	一二

註(一) 平價は輸送費其他の費用を含まず。

(二) 二十四年十一月三日以前の各数は先物相場により以後は近期相場による。

銀輸出税徴收辦法の公布後爲替相場は稍々低下したが久しからずして再び反騰し、二十四年春には一元は米弗四十二セント、英貨二〇・五片に續騰した。而も二十三年十月上旬の最高價は米貨三十八仙、英貨一八・五片であつた。爲替繼續騰貴の原因は種々ある。我國の外國爲替が外國銀價の影響を受けることは由來既に久しく短期間に連繫を離脱することは不可能である。銀は結局銀であつて國外銀價が騰貴すれば勢ひ必ず騰貴し之を輸出禁止によつて抑止し得るものではない。通貨は引き続き緊縮し上海卸賣物價指數は二十四年二月には九九・九であつたが同年七月に至つて既に九〇・五に低落し、國外銀市價は國內銀市價に較べて一五パーセント乃至六十五パーセント高價であつた爲め密輸の利益極めて多く而も我國の邊境は遠く且つ廣く更にこれに加ふるに治外法權と租界とが障害となり防止の效を收めることは極めて容易でない。銀の海外流出に隨つて生じた現象は金融の極端なる逼迫であつてその影響は更に外國爲替を騰貴せしめ物價を低落せしめた。二十四年二月の舊曆新年決算後に於て金利は稍々低落を示したが通貨潤澤の證と爲すには足らない。實に當時に於て市場枯渴して貸出すべき金なきが爲めであつた。これが建設の進行を滞滯し政府財政の措置を妨碍したことは極めて深く且大であつた。

當時、我國經濟危殆の徵象は日に日に顯著に現れ債券市價は慘落し、地價は下落し内外商店の資力貧弱なるものは續々破

産し、その努めて維持してゐるものも實力は大いに弱められて破産と失業とは日に日に悪化し蔓延するに至つた。かくの如き狀況は二十四年春秋兩季間に於て最も顯著で、この期間中に於て政府は中央、中國、交通銀行の協力を得て救濟方法を講じ、また庫券二千五百萬元を各業者に貸與して焦眉の急を救ひ國家經濟破産の急は幸に免れ得た。

政府の措置の最も重要なものは中國、交通兩銀行を改組し政府資本を増加し工商救濟、幣制改革の施設上に於て中央銀行と協力するを得せしめ、以つて最大の效果を收めたことである。惟ふに中國銀行は政府株一千五百萬元を増加し、資本總額は四千萬元とし五十パーセントは政府株となつた。また交通銀行は官有株一千萬元を増加して後は資本總額は二千萬元となり六十パーセントは官有株となつた。

二十四年の初期に於て政府は深く徹底的に幣制を改革することが金融を安定せしめる唯一の方法であり、又通貨緊縮を防止し我國を經濟恐慌の渦中より救ふはただ之によるのみと認め直ちに改革方案の樹立を進めた。十月に至り情勢は益々險惡になつたので政府は十一月三日に毅然として新幣制政策を實施し法幣施行辦法を公布した。その規定は(一)外國爲替の安定は大體に於て、當時の對外爲替相場を以て標準とす。(二)中央、中國、交通の三銀行發行の紙幣を法定貨幣と定め、同時に發行を集中する。(三)銀の國有、(四)中央銀行を改組して中央準備銀行となし超然たる機關たらしむる、(五)商業銀行制度を健全にし、その活動能力増加の方法を講ずる。(六)財政を整理し國家豫算をして今後十八ヶ月内に收支の均衡を得せしむ新幣制公布の翌日に英國大使は同國の支那在留民に通告して一般に之を遵守せしめ同時に現銀を使用して債務を決済するを禁止し違反は犯罪行爲と見做した。

政府はまた我國從來の補助貨幣は極めて複雑なるに鑑み補助貨幣條例を公布し、同時に中央造幣廠をして二十分(二十仙)十分(十仙)五分(五仙)一分(一仙)半分(半仙)の補助貨を鑄造せしめ本年二月十日に發行した。また商民の便利の爲めに半元、

一元の銀貨を鑄造して硬貨の種類を完備せんとしてゐる。本年上半期に於て中央造幣廠の鑄造せる補助貨の数は左表の通りである。

種類	枚数	金額
二十分白銅貨	一一、六一八、五四四	二、三二三、七〇八、八〇元
十分角白銅貨	一八、一八三、六六八	一、八一八、三六六、八〇〃
五分白銅貨	五〇、七三七、二〇二	二、五三六、八六〇、一〇〃
一分銅貨	一一九、九八〇、〇〇〇	一、一九九、八〇〇、〇〇〃
半分銅貨	四一、一六〇、〇〇〇	二〇五、八〇〇、〇〇〃
合計	二四一、六七九、四一四	八、〇八四、五三五、七〇〃

(註一) 二十四年十二月に鑄造せる三、一〇〇、〇〇〇枚(三一、〇〇〇元)も含む。

尙ほ我國内には雜幣譯註一種々雜多なる貨幣が各地に流通して居り漸次回収の必要があるが、これに代る新補助貨の数量は頗る巨額であつて、新舊貨幣全部の引き換へには恐らく數年を要するであらう。

政府の金融改革の措置は、已に良好なる效力を奏したが現在も努力してその成功を全ふせんとしてゐる。法幣案公布後に於て財政部は發行準備管理委員會を上海に設立すると共に天津、漢口、廣東、西安、濟南、長沙、青島の各地分會を設立し専ら法幣發行準備金保管に任じ、同時に責任を負ふて法幣の發行引換へ事項等を處理せしめてゐる。また法幣兌換事項に關しては「兌換法幣辦法」及び「銀製品用銀管理規則」を制定しこれも順調に進行してゐる。尙ほ不正當なる投機及び不當の物價騰貴を防止する爲めに各地に物價安定委員會を設立してこれを取締つてゐる。

新幣制の施行は已に大功を奏し、上海市の卸賣物價指數は二十四年七月に九〇・五のものが十月には九四・一となり十一月に一〇三・三、二十五年六月には一〇六・一となり、本年陰曆新年は各業とも平穩に經過し何等の騷擾もなかつた。本年上半

期に於ける輸出貿易は去年同期に比して約四分の一増加し、關稅收入も初め増加の現象を呈したが北支の密輸猖獗の影響を受くるに及んで稍々減少を示した。

新幣制法施行以來全國の資力は一層集中せられ、對外爲替は頗る安定した。本年六月末迄に發行準備管理委員會は中央、中國、交通の三銀行が從來保管してゐた銀を除外して銀二億二千五百萬元を回收した。二十四年十一月中に我國政府は米國政府と銀五千萬オンスの賣渡契約をしたが一オンスは米貨六十五セントで昨年十二月中に米國に輸送し今年五月中にまた第二回の銀を米國に賣り渡した。この措置は對外爲替を調節し爲替相場を安定して世人の新幣制に對する信用を鞏固にするものであり、米國が我國新幣制を支持するのは獨り我國國民を利益するばかりでなく我國と貿易する者を裨益することも甚大である。

本年五月に法幣に對する保障を增強する爲めに財政部は法幣現金準備を規定し從來通り金銀及び外國爲替を以てこれに充て、その内現銀準備の最低限度を發行總額の二十五パーセントとし、同時に財政部は銀製品用銀制限を撤廢することを公布した。新幣制の施行以來中央、中國、交通三銀行の發行總額は四二七、〇〇〇、〇〇〇元より増加して八五六、〇〇〇、〇〇〇元(二十五年六月二十七日現在)に至り四二九、〇〇〇、〇〇〇元増發となつてゐる。その内回收以前に其他の發行銀行の紙幣の兌換に用ひたものが一三九、〇〇〇、〇〇〇元あり、その餘の二九〇、〇〇〇、〇〇〇元は回收せる現銀一七二、〇〇〇、〇〇〇元及び金と外國爲替及び市場より回收せる債券を以て準備としたものである。ここに本年六月末現在に於ける我國の發行總額を表記すれば左の通りである。

中央中國交通三銀行發行總額
其の他の各銀行

八五六、〇〇〇、〇〇〇元
一六五、〇〇〇、〇〇〇〃

農 民 銀 行	七二、九一二、〇〇〇元
未 回 收 分	九三、〇〇〇、〇〇〇〃
合 計	一、〇二一、〇〇〇、〇〇〇〃

中央政府は各省幣制の整理に全力を盡し四川省の如きは從來雜幣が流通して頗る紛亂してゐたが整理後すべて中央、中國交通の三銀行の紙幣を以て回収し、西南地方もまた改めて大洋制と爲し全國幣制の統一時期は遠くない。我國の過去の年度中に於ける金融安定に對する措置を綜觀するに既に顯著なる進展を示し居り、その基礎は已に鞏固となり苟も國際風雲變化の阻害がなければ國民經濟は日に日に繁榮に趨くであらう。

豫 算

二十四年度は斯く終了したが決算には尙ほ時日を要するから、十九年度以降五ヶ年間の收支概況を財政部會計司の報告に基き左に表示し比較の資としよう(註一)。(百萬元單位)

會計年度	總支出額(各年度末 現金殘高を除く)	總收入額(借 入收入除外)	不足額	不足額と總支出 額との百分率
十九年度	七七四	五五七	二一七	二八・〇
二十年度	七四九	六一九	一三〇	一七・四
二十一年度	六九九	六一三	八六	一二・二
二十二年度	八三六	六八九	一四七	一七・六
二十三年度	九四一	七四五	一九六	二〇・八

二十三年度の不足額は一九六、〇〇〇、〇〇〇元であるがその内七三、五〇〇、〇〇〇元は銀行の政府持株に支出し同年度内に於ける金融機關の恐慌を救済したのであるから歳計不足の實數は一二二、五〇〇、〇〇〇元である。(註二)

註一、本報告に列記せる數字と財政部に於て以前に發表せる財政報告に列記せるものとは稍と差異があるが、これは會計司は現在既に主計處の計算方法により財政部主管各稅徵收費はこれを財政部の支出として稅收入より直接に支出しなくなつたからである。

註二、不足實數の計算

支 出 總 額	九四〇、九二八、四五六、一一
收 入 總 額	七四四、九二二、〇四二、二〇
不 足 總 額	一九六、〇〇六、四一三、九一
投 資 總 額	七三、五〇〇、〇〇〇、〇〇
不 足 實 數	一二二、五〇六、四一三、九一

上記各年の不足數目は大部分は債務償還の支出に匹敵する。ここに數年來の債務償還支出と各年度歳計の不足とを表記すれば左の通りである。(單位百萬元)

會計年度	債務償還額	不足額	會計年度	債務償還額	不足額
十九年度	一五〇	二一七	二十二年	一一五	一四七
二十年度	一六〇	一三〇	二十三年	一二五	一九六
二十一年度	一〇〇	八六	合 計	六五〇	七七六

毎年の團匪賠償金償還額は擔保債務費の外は殆んど上表に含まれてゐない。數年來の政府の借款は大半は舊債を償還するに用いたのであるがその發行せる新債券は額面の割引によつて發行した爲め實際上の利息が非常に高い。而して國家の稅收にして新に擔保となつたものも亦日に益々多くなつた。

二十四年度の歳計不足額は前年度に較べて頗る大であるがその原因は大體下記の數項である。(一)過去一年間に於ける北支の大規模なる密輸、國際間の紛糾の頻發、人民の購買力の低下等により輸入を減少せしめ關稅收入の激減を招來したこと

(二)揚子江黄河の氾濫による災害が甚大で修築救済の支出が激増したこと。(三)經濟不景氣が益々深刻となり銀行錢莊業及び商工各業救済の爲めに支出せるものが巨額であつたこと。(四)各省及び地方政府を補助せる費用が依然巨額であつたこと(五)共匪が西北と西南とを侵略騷擾しこれが剿滅と國防建設に盡力せざるを得なかつたこと。

數年來の歳出を見るに軍務費が筆頭を示してゐるが、之は左表によつてその概略を知り得る。(單位百萬元)

年 度	軍務費總額	總支出との百分率(註三)	債務と賠償金の總額	總支出との百分率(註三)
十九年度	三一二	四〇・二	二九〇	三七・五
二十年度	三〇四(註四)	四〇・六	二七〇	三六・一
二十一年度	三二一(ク)	四五・九	二一〇	三〇・〇
二十二年度	三七三(ク)	四四・六	二四四	二九・二
二十三年度	三八三(ク)	四一・二	二三七	二五・二

註三、註一参照。

註四、この金額の一部分は前年度内に支出せる額である。即ち二十年度に支出せるもの四九、〇〇〇、〇〇〇元、二十一年度に支出せるもの五九、〇〇〇、〇〇〇元、二十二年度に支出せるもの四六、〇〇〇、〇〇〇元、二十三年度に支出せるもの五八、〇〇〇、〇〇〇元である。

教育費及び建設費 數年來の國庫財力は種々の意外なる事件及びその他の用途に充當し日に日に枯渴して來たが財政部に於ては教育及び建設等の事業の進展に就いては依然として何等の削減も加へなかつた。蓋し財政部に於ては稅收の増加を求めんとせば先づ人民の生産力を増大しその日常生活を改善せざるべからずと深く信じてゐたからである。幸に本部の努力により近年教育及び建設に對する支出は公路、鐵道、水利、公共衛生、農村救済等の費用をも含めて、反つて増加を示してゐることはこれまた欣快とするに足りるものである。

會計年度	教育費	建設費	總 額	支出總額との百分率
二十二年 度	一、三三八、〇八・八	一〇、七六六、三三・二	一二、〇七四、四一・九	二・八七
二十三年 度	三、七九、四八・三	二七、〇四、六〇・六	三〇、八四、〇七・五	六・二五

上表に列記した數字には救済費を含んでゐるが各省に交付した補助費は算入してない。各省に對する補助費の大部分は各地に於ける教育の發展、經濟建設の實施を援助し苛捐雜稅を撤廢する等の事項に充當されたものであつてその數目もまた頗る多く二十二年度は國幣三二、〇〇一、三三二・八一元であり二十三年度は五五、四八八、〇七二・四二元であり二十四年度に於ける右兩項の教育及び建設費は益々増加した。

尙二十五年年度の國家豫算は既に公布されたが茲に二十四、二十五兩年度の歳入歳出豫算數目を列記して比較の資とすれば左の通りである。

甲、歳入の部		二十四年度	二十五年 度
一、關 稅		三四一、三六一、四〇〇、〇〇元	三一七、九七三、五一四、〇〇元
二、鹽 稅		一八四、二一九、〇四四、〇〇	一八九、一八七、二二五、〇〇
三、烟 酒 稅		二二、三四九、一八六、〇〇	一六、九八七、三九五、〇〇
四、印 花 稅		一一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一一、三〇〇、〇〇〇、〇〇
五、統 稅		一一三、二九八、一七七、〇〇	一三二、七九六、一一六、〇〇
六、礦 稅		三、八七三、一二四、〇〇	三、六三一、八六二、〇〇
七、交易所稅及び交易稅		一、九五〇、〇〇〇、〇〇	一、三五〇、〇〇〇、〇〇
八、所得 稅		五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
九、銀行 稅		一、六〇〇、〇〇〇、〇〇	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇

55
94

支那國民政府の財政

十、國有財產收入	八、八四六、八五〇・〇〇	五、七九一、七六七・〇〇
十一、國有事業收入	二〇、八五五、〇二二・〇〇	二一、二〇一、五三一・〇〇
十二、國家行政收入	一〇、九三一、九八九・〇〇	一〇、九〇一、二三二・〇〇
十三、國有營業純益	四〇、二六八、八五一・〇〇	四一、三九七、五八三・〇〇
十四、協款收入	三、七六八、〇〇〇・〇〇	三、一九八、〇〇〇・〇〇
十五、債款收入	七〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
十六、その他の收入	一一六、八三二、三六三・〇〇	一〇三、三四二、二二四・〇〇
總計	九五七、一五四、〇〇六・〇〇	九九〇、六五八、四五〇・〇〇

乙、歳出の部

一、黨務費	五、八七〇、八〇〇・〇〇元	五、四一九、〇八〇・〇〇
二、國務費	一二、五七八、六七二・〇〇	一五、五三五、一三〇・〇〇
三、軍務費	三二一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三二二、〇一九、二〇〇・〇〇
四、內務費	四、三七一、三〇八・〇〇	八、八三六、五二〇・〇〇
五、外交費	九、四〇一、二九五・〇〇	九、六九〇、二三四・〇〇
六、財務費	六六、四三三、五二九・〇〇	六四、五一五、五六六・〇〇
七、教育文化費	三七、二一一、六一一・〇〇	四四、三三九、九六二・〇〇
八、司法費	二、八三四、八〇五・〇〇	三、二四〇、八九八・〇〇
九、實業費	四、三八九、七八〇・〇〇	四、二二六、四四七・〇〇
十、交通費	四、九二九、一二二・〇〇	四、八三五、七三四・〇〇
十一、蒙藏費	一、七二二、八四四・〇〇	二、三二〇、七六六・〇〇
十二、建設費	三六、三七四、八九〇・〇〇	五三、一一〇、二二一・〇〇
十三、國有營業資本支出	六〇、九七一、一六六・〇〇	九六、三三七、七二〇・〇〇

十四、補助費	一〇六、九一六、七八八・〇〇	一〇五、八一六、〇〇〇・〇〇
十五、撫恤費	—	五、六六四、七〇四・〇〇
十六、債務費	二七四、八〇三、二七九・〇〇	二三九、〇三七、九〇八・〇〇
十七、第二豫備費	七、七六六、二九三・〇〇	五、七一二、三六〇・〇〇
總計	九五七、一五四、〇〇六・〇〇	九九〇、六五八、四五〇・〇〇

過去七八年間に於て政府は税源の開発に全力を擧げ關稅稅則の修正、鹽務の整理改革、統稅制度の創始の如きは何れも著しき成功を収めた。各項稅收の進展は左表の通りである。(單位百萬元)

年 度	關稅(常關稅及 附加稅を含む)	鹽 稅	統 稅	合 計
十 八 年	二四五	八五	三九	三六九
十 九 年	二九二	一三〇	四〇	四六二
二 十 年	三八九	一五五	七四	六一八
二 十 一 年	三一二	一四五	八三	五四〇
二 十 二 年	三四〇	一五九	八九	五八八
二 十 三 年	三三五	一七六	一一三	六二四
二 十 四 年	三一六	一八四	一一六	六一六

數年來稅收入が増加したのは一部分は各地に於ける國稅を漸次本部の直接徵收に歸したからであるが、所要の徵收經費はこれに随つて増加し且また民國十八年以來内亂が屢々起り共匪が蔓延してその剿討撫恤の費用が莫大であり加ふるに連年の災害に對してこれが防止救濟の爲めに愈々費用を要した。滿洲喪失以來はその稅收はこれに随つて喪失し滿洲の關鹽稅を以て擔保とする外債の分擔金は未だ支拂ふことが出来ない。且また滿洲と内地各省との商業取引は盛んであつたのであるがこ

55
94

れ亦阻害され政府の稅收と商工業とは絶大なる打撃を受けた。最近兩三年來は種々の不景氣の影響の爲め稅收を増加し得ないのみならず臨時支出の救濟費等が却つてこれが爲めに激増したのである。

結 論

顧るに民國二十二年以來我國が財政上遭遇した困難は近代史中未曾有のものであつた。蓋し天災頻發し共禍猖獗して災害救濟共匪討伐に巨額を要し、加ふるに世界經濟不景氣の襲撃の爲め我國は倍加せる打撃を受け、また數年來の舊き未濟債務の爲め財政は以前より以上に困難になつたからである。しかしながら財政部はかくの如き萬難の中に於ても尙ほ經費を増發して建設を促進したがその最も顯著なるは教育、公路、鐵道、水利、公共衛生、農村救濟及びその他の生産事業等である。この外にまた未拂ひ舊債の整理に盡力して國債の信用を維持した。また全國の金融組織は、幸に政府が最も適切なる方針を採用し以て從容として變に應じ、また人民が一致して協力援助したため始めてその崩潰を免れて安固ならしめるを得且また商業金融も現在既に漸次勃興の氣運に在りこれが完全に恢復したる上はその前途は頗る有望である。

政府の財政上に於ける改革、經濟上に於ける建設は現在既に漸次實施され若し外患の牽制がなければ更に顯著なる進展をなすであらう。況んや西南問題も最近既に全部解決したのであるから財政統一は何等問題はない。

政府は更に一步を進め進展を求める爲めに財政上に於て下記の原則を基本とせんとしてゐる。

- 一、凡ゆる不必要或は不生産的なる支出は一切これを節約してその剩餘金を生産及び建設上の用途に供すること。
- 二、稅收人員の選抜及び之を訓練して行政能率の増進を計ること。
- 三、現行稅收を整理し良好なる新稅の徵收を開始し以て稅收の増加を計り國民の負擔を増さざることを目的とすること。

四、地方稅收を改革し以て國家稅收と相ひ符合せしめること。

五、銀行制度を改良し並に農村信用制度を促進し農村の經濟をして恢復を容易ならしむること。

六、幣制の統一を完成し國幣の安定を維持して金融情勢を安定せしめること。

七、舊債を整理して國債の信用を維持すること。

此數年間政府はその困難なる環境の爲めに止むなく全力を注いで應急の措置をなしたのであるが今後は經濟建設の一途に向つて邁進せんとしてゐる。ただこの目的を達成せんとせば更に有效なる豫算制度を確立して各種の用途を統制しなければならぬのである。然して政府が財政上渴望してゐることは常に收支の平衡を得るのみならず更に財政が益々健全になり國內の經濟資源を開發すると同時に人民の生活を改善進歩せしめんとすることである。

民國二十三年會計年度及び同期以後に於ける財政狀況は大體以上の如くである。

二十五年八月一日

財政部長 孔 祥 熙

553
94

昭和十一年十二月二十三日印刷
昭和十一年十二月二十六日發行

支那國民政府の財政 奥付
定價 金六拾錢

所	版
有	權

東京市麻布區飯倉六丁目十三番地

著作兼發行人 平 山 敬 三
兼印刷人

東京市京橋區築地二丁目五番地

印刷所 川崎活版印刷所

東京市麴町區内山下町一丁目一番地

發行所 財團 東亞經濟調查局
法人

553
94

中華民國二十六年六月廿六日發行
第十一期



發行所

東亞圖書公司

發行所地址：上海南京路

電話：二二二二

零售每份一角

本報地址：上海南京路

電話：二二二二

印刷所

553
94

553
94

